

# LIBRA 2020年12月号

〈特集〉

## 改正民法の 不法行為法に与える影響

〈ニュース&トピックス〉

「人種差別撤廃モデル条例案」の関東弁護士会連合会賞受賞のご報告





リブラギャラリー



## ネパールの風景

ヒマラヤ山脈に連なる山々の大迫力は一見の価値ありと思います。登山はちょっとという方には、トレッキングもおすすめです。いずれにしても、早くコロナが収束してくれるのを願うばかりです。青・白・赤・緑・黄のタルチョに願いを込めて。

会員 米田 龍玄 (58期)

[\\*本誌37頁に関連記事掲載](#)



# LIBRA

東京弁護士会

## CONTENTS 2020年12月号

### 特集

## 02 改正民法の 不法行為法に与える影響

- |                |      |
|----------------|------|
| I 総論           | 安井規雄 |
| II 法定利率・中間利息控除 | 稲村晃伸 |
| III 消滅時効       | 高梨滋雄 |
| IV 相殺          | 延時潤一 |
| V 連帯債務         | 志賀 晃 |
| コラム            |      |
| ・医療訴訟と消滅時効     | 高梨滋雄 |
| ・自賠償保険支払基準の改正  | 伊豆隆義 |

### ニュース&トピックス

19 「人種差別撤廃モデル条例案」の関東弁護士会連合会賞受賞のご報告

### 連載等

- 20 理事者室から：より良い社会を目指して 深沢岳久
- 21 東京三弁護士会 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ協議会 活動報告  
東京地方裁判所委員会報告  
「裁判所における新型コロナウイルス感染症対応について」 市川 充
- 22 常議員会報告（2020年度 第6回／第2回臨時）
- 24 新型コロナウイルスのもとで～わたしはこう過ごしてきました・こう過ごしています～  
vol.3 突然の長期休暇と料理 中川紗希  
vol.4 「もがれた翼」特別編～ZOOM IN 子どもシェルター～ 園田琴子
- 26 弁護士が狙われる時代—弁護士業務妨害への対応  
第105回 弁護士業務妨害対策の心構え 松浪 恵
- 27 今、憲法問題を語る  
第107回 むずかしいことをやさしく、ふかく、おもしろく 兼原周成
- 28 近時の労働判例  
第90回 福岡地判令和2年3月17日（博報堂事件） 木村俊一朗
- 30 刑弁でGO!  
第92回 裁判員裁判弁護士養成講座（実技）を受けてみませんか 柏本英生
- 32 via moderna—連載 新進会員活動委員会  
第83回 テレワークで弁護士業務に役立つサービス  
井上裕貴・近藤 亮・大見愛彩・紙尾浩道・齋藤 魁
- 34 わたしの修習時代：研修所の香り 57期 吉川 愛
- 35 72期リレーエッセイ：言葉が人に届くとき 有園洋一
- 36 心に残る映画：『コンテイジョン』 後藤智子
- 37 コーヒーブレイク：私のヒマラヤ登山 米田龍玄
- 38 追悼
- 44 インフォメーション

### 2020年 LIBRA 特集一覧

- |       |                                     |
|-------|-------------------------------------|
| 1・2月号 | いよいよはじまる<br>裁判手続のIT化                |
| 3月号   | 所有者不明土地問題の<br>解決へ向けて<br>—幻の「巨象」へ迫る— |
| 4月号   | すっきり早わかり<br>改正民事執行法                 |
| 5月号   | 東京三弁護士会合同研修会<br>成年後見実務の運用と諸問題       |
| 6月号   | 続・民事調停のすすめ                          |
| 7・8月号 | 法科大学院制度                             |
| 9月号   | 労働法の現状<br>—コロナ禍だからこそ<br>労働法を確認しよう—  |
| 10月号  | 弁護士業務のIT化 2020<br>—今こそテレワーク—        |
| 11月号  | 東京弁護士会の<br>新型コロナウイルスへの対応            |
| 12月号  | 改正民法の<br>不法行為法に与える影響                |

# 改正民法の 不法行為法に与える影響

2017（平成29）年5月に成立した「民法の一部を改正する法律」が、2020（令和2）年4月1日から施行された。同改正法は、①民法制定以来、約120年間に亘る社会経済の変化への対応を図るため、民法の内、特に債権法分野につき、実質的にルールを変更する改正部分と、②現在の裁判や取引の実務において、一般的に通用している基本的ルールを、条文上も明確にする改正部分とを含むものである。

今回の「民法の一部改正（いわゆる債権法改正）」に関しては、既に様々な刊行物が存在する。ただ今回の債権法改正については、不法行為法分野にも一定の影響を及ぼすことになるにもかかわらず、債権法改正が不法行為法に与える影響について書かれた刊行物は少ない。そこで今回の特集では、債権法改正が不法行為法の分野に与える影響について取り上げることとし、当会の法律研究部の一つである「不法行為法研究部」所属の会員の皆様に、御執筆をお願いした。

LIBRA 編集会議 臼井 一廣，酒井 昌弘

## CONTENTS

I 総論	3 頁
II 法定利率・中間利息控除	4 頁
III 消滅時効	9 頁
IV 相殺	14 頁
V 連帯債務	17 頁
コラム	
・医療訴訟と消滅時効	8 頁
・自賠償保険支払基準の改正	16 頁

監修 獨協大学教授 花本 広志

## I 総論

不法行為法研究部部長 安井 規雄 (34期)



民法の債権関係の規定は、1896（明治29）年に制定されて以来120年間、実質的見直しは行われずにきた。この間、我が国は、社会面においても経済面においても高度に複雑化し多様化しており、法と実態との間に隔たり（ギャップ）が生じてきた。

そこで、民法の債権関係の規定を改正する「民法の一部を改正する法律」（平成29年法律第44号）が、平成29（2017）年5月26日に成立し、同年6月2日に公布、令和2（2020）年4月1日に施行された。

今回の改正は、契約債権関係を中心とする改正にとどまり、基本的には事務管理、不当利得、不法行為などの法定債権についての改正はなされなかった。

しかし、法定利率、中間利息控除、消滅時効、相殺制限の緩和などの改正は、不法行為法にも大きな影響を与える改正となっている。また、連帯債務の絶対的効力事由の削減等により、共同不法行為者間の債権債務をあえて「不真正」連帯債務とする必要が乏しくなったと指摘されている。不法行為に影響する主な改正点は、具体的には、以下のとおりである。

①不法行為の時から20年の期間を時効期間と明示

し（改正民法724条）、人の生命・身体を害する不法行為による損害賠償請求権の時効期間を損害および加害者を知ってから5年とした（改正民法724条の2）。

②法定利率につき変動制を採用し（改正民法404条）、当初利率は5%から3%とし、中間利息控除の規定を明文化した（改正民法417条の2）。これは逸失利益の算定などに影響を与える。

③不法行為等により生じた債権を受働債権とする相殺禁止を悪意による不法行為に基づく損害賠償債権と生命身体侵害による損害賠償債権に限定した（改正民法509条）。

④連帯債務の絶対的効力事由を見直し（改正民法438条ないし440条）、旧法の請求や免除、時効の絶対的効力の規定が削除され、求償権に関する規定などの見直しも行われた。

この債権法改正については、既にさまざまな刊行物があるが、今回の特集では、不法行為に基づく損害賠償実務で重要な意味をもち、実務家として必ず知っておかなければならない、①法定利率（中間利息控除を含む）、②消滅時効、③相殺及び④連帯債務について取り上げ、改正民法が不法行為法に与える影響を解説する。

来たれ！  
不法行為法研究部へ

不法行為法は、医療過誤、交通事故、商取引、消費者被害、公害・環境問題、原子力災害、労働災害など多方面に広がる上、法規範の定立という点において実務が立法に先行しているとも言える分野であり、既に深く研究してきた方々のみならず、これから専門分野を開拓していこうとする方々にも必須の実務研究分野です。不法行為法研究部に入り一緒に研究しましょう。入部はいつでも大丈夫。

\*問い合わせ先：業務課 TEL 03-3581-3332

## Ⅱ 法定利率・中間利息控除

不法行為法研究部部員 稲村 晃伸 (60期)



### 1 法定利率

#### (1) 見直しの理由

法定利率が改正前民法下で機能するのは、①利息を生ずべき債権で利率の定めがなく、改正前民法404条が適用される場面、②遅延損害金について改正前民法419条1項が適用される場面、③判例（最判平成17年6月14日民集59巻5号983頁）によって法定利率が適用される中間利息控除の場面である。改正前民法下では、この3つの場面ですべて年5%の法定利率が適用されていた。しかし、現在、年5%という法定利率と市中の金利との間には大きな乖離があることは周知のとおりである。そこで、市中の金利水準に法定利率を可及的に合致させるために、「緩やかな変動制」が採用されたと言われている。

#### (2) 緩やかな変動制の採用

では、改正民法の条文を確認してみよう。

##### (法定利率)

第404条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。

2 法定利率は、年3パーセントとする。

3 前項の規定にかかわらず、法定利率は、法務省令に定めるところにより、3年を1期とし、1期ごとに、次項の規定により変動するものとする。

4 各期における法定利率は、この項の規定により法定利率に変動があった期のうち直近のもの（以下この項において「直近変動期」という。）における基準割合と当期における基準割合の差に相当する割合（その割合に1パーセント未満

の端数があるときは、これを切り捨てる。）を直近変動期における法定利率に加算し、又は減算した割合とする。

5 前項の規定する「基準割合」とは、法務省令に定めるところにより、各期の初日の属する年の6年前の年の1月から前々年の12月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が1年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を60で除して計算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として法務大臣が告示するものをいう。

「不法行為法に与える影響」を検討するのに必要な範囲で、緩やかな変動制のポイントのみをまとめると以下ようになる。

- ① 改正民法施行当初の法定利率は年3%でスタートする（改正民法404条2項）。
- ② その後は、3年毎に利率を見直す（改正民法404条3項）。
- ③ 過去5年の毎月の短期貸付平均利率の平均として法務大臣が告示した割合（ただし、0.1%に満たない端数は切り捨てる。）を「基準割合」とし、直近変動期の基準割合との差が1%を超えたときに初めてその差の1%未満を切り捨てて整数の単位で法定利率に反映させる（改正民法404条4項）。  
なお、年6%の商事法定利率に関する商法514条は、今般の改正により削除された。

#### (3) 法定利率の基準時

このように法定利率は市中金利に合わせて変動するが、法定利率が変動した場合、ある債権に適用される

法定利率もあわせて変動するとすれば実務的には煩雑である。そこで、改正法は、ある元本債権に適用される法定利率を、「その利息が生じた最初の時点における法定利率」として固定し（改正民法404条1項）、その後、法定利率が変更されても、当該事案に適用される法定利率は当初のまま変更されないこととした。

#### (4) 遅延損害金の法定利率

法定利率が機能する第2の場面である遅延損害金の利率については、改正民法419条1項が以下のように規律している。

##### (金銭債務の特則)

第419条 金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。

遅延損害金の算定に法定利率が適用される場合は、「債務者が遅滞の責任を負った最初の時点」の法定利率によることになる（改正民法419条1項本文）。ここで、「遅滞の責任を負った最初の時点」の意義が問題となるが、契約に基づく金銭債権については民法412条1項ないし3項が定める時点を、不法行為による損害賠償請求権については不法行為の時（損害の発生時）を意味する（最判昭和37年9月4日民集16巻9号1834頁）から、その時点の法定利率が適用されることになる。もっとも、一旦利率が定めれば、法定利率の場合（改正民法404条1項）と同様、その後に法定利率に変動があっても影響を受けることはない（改正民法419条1項本文）。

#### (5) 経過措置

##### (債権の目的に関する経過措置)

第15条 施行日前に利息が生じた場合におけるその利息を生ずべき債権に係る法定利率については、従前の例による。

##### (債務不履行の責任等に関する経過措置)

##### 第17条（1項・2項省略）

3 施行日前に債務者が遅滞の責任を負った場合における遅延損害金を生ずべき債権に係る法定利率については、新法第419条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

##### (4項省略)

施行日前に利息が生じた場合には、その利息を生ずべき債権に係る法定利率は旧法によるとするものである。その反対解釈として、当該債権について利息発生最初の時点が改正法施行後となるときに、その法定利率は改正民法の規律によることになる（改正民法附則15条）。

また、遅延損害金に関する改正民法附則17条3項は、附則15条1項と同趣旨の定めであり、改正民法施行日前に遅滞となっていた場合、遅延損害金についての法定利率は旧法により定まることとなる。その反対解釈として、施行日後に遅滞となった場合には、改正民法の規律によって法定利率が定まる。

#### (6) 民法改正が損害賠償実務に及ぼす影響

金銭債務の不履行による遅延損害金について、法定利率の改正に伴い、適用利率が変動制に変更されるが、法定利率について、3年毎に見直すとはいつても、直近の期の基準利率と当期の基準利率との差が1%を超えなければ利率変更にならない。しかし、改正民法施行直後は、改正当初の利率が改正前民法における年5%から年3%に大きく変更されるので、遅延損害金の問題となる不法行為に基づく損害賠償実務に及ぼす影響は大きく、注意が必要である。

なお、令和2年4月1日以降に遅滞に陥った債権の支払を求める訴状の「よって書き」は、「金〇〇円及び令和〇年〇月〇日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求める。」となるが（司法研修所編『10訂 民事判決起案の手引（補訂版）・事実適示記載例集一民法（債権関係）改正に伴う補訂版』（法曹会、2020年）9頁）、令和2年3月31日以前に遅滞に陥った債権については、「金〇〇円

及び平成〇年〇月〇日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。」となる。

## 2 中間利息控除

### (1) ルールの変更

改正前民法のもとでは、実務上、逸失利益や将来介護費（一時金方式）算定の際に中間利息控除が行われてきた。改正前民法には、中間利息控除に関する規定はなかったが、最判平成17年6月14日民集59巻5号983頁が、中間利息の控除は民事法定利率である年5%の利率によらなければならないとしていた。これに対して、改正民法は以下のとおり、中間利息控除についての規定を新設した（改正民法417条の2、722条）。

#### (中間利息の控除)

第417条の2 将来において取得すべき利益についての損害賠償の額を定める場合において、その利益を取得すべき時までの利息相当額を控除するときは、その損害賠償の請求権が生じた時点における法定利率により、これをする。

2 将来において負担すべき費用についての損害賠償の額を定める場合において、その費用を負担すべき時までの利息相当額を控除するときも、前項と同様とする。

#### (損害賠償の方法、中間利息の控除及び過失相殺)

第722条 第417条及び第417条の2の規定は、不法行為による損害賠償について準用する。  
(2項省略)

改正民法では、その損害賠償の請求権が生じた時点における法定利率を用いることを明記した（改正民法417条の2第1項）。中間利息控除については、将来において取得すべき利益（例：逸失利益）に対する規律として検討されたが、将来負担すべき費用（例：将来介護費）についての損害賠償額を定める場

合にも中間利息控除が行われているとして、改正民法417条の2第2項が追加された。

### (2) 中間利息控除の算定基準時

中間利息控除に法定利率を用いるとしても、法定利率が変動することから、いつの時点における法定利率を用いるかが問題となる。その際、その基準は、公平かつ合理的な基準を設ける観点から当事者の一方の任意の選択に委ねず、客観的で明快な基準とする必要がある。その一方で、不法行為に基づく損害賠償請求権の遅延損害金の算定が不法行為時の法定利率によること（改正民法419条1項）との整合性にも配慮する必要がある（筒井健夫＝村松秀樹編『一問一答 民法（債権関係）改正』（商事法務、2018年）89頁）。そこで、改正法では、中間利息控除は、その損害賠償の請求権が生じた時点における法定利率によると規定した（改正民法417条の2第1項）。

中間利息控除に関する改正民法417条の2は、不法行為に基づく損害賠償請求権の場合に準用される（改正民法722条1項）、不法行為による損害賠償請求権は、一般に、後遺障害による損害を含めて不法行為時に発生すると解されるので、この解釈に従えば、中間利息控除は不法行為時の法定利率によって計算することになる。

### (3) 控除すべき利息の計算方法

中間利息控除にあたり控除すべき利息の計算にあたり、ライプニッツ方式（複利計算により中間利息を控除する方式）、ホフマン方式（単利計算により中間利息を控除する方式）、あるいはその他の方式によるかという問題があるが、法制審議事録を確認する限り、この点について特に議論がなされた形跡はなく、この点は解釈論に委ねられている。

### (4) 経過措置

#### (債務不履行の責任等に関する経過措置)

第17条（1項省略）

2 新法第417条の2（新法第722条第1項に

において準用する場合を含む。)の規定は、施行日前に生じた将来において取得すべき利益又は負担すべき費用についての損害賠償請求権については、適用しない。

中間利息控除に関して改正民法によって新たに設けられた規律については、改正民法施行後に生じた損害賠償請求権に適用されるとする趣旨である。

## (5) 残された問題—民法改正が損害賠償実務に及ぼす影響

### ア 後遺障害逸失利益

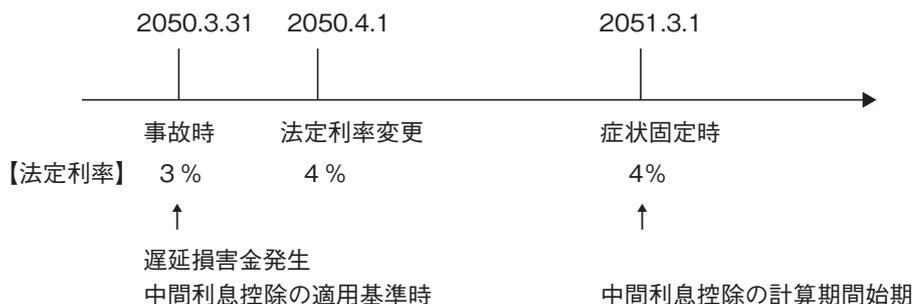
不法行為に関する実務、特に民事交通訴訟における現在の裁判実務では、後遺障害による逸失利益の損害額を算定する際に中間利息控除を用いるのが通常である。すなわち、改正前民法のもとでの後遺障害逸失利益についての損害額は、被害者の基礎収入に労働能力喪失率を乗じたうえで、原則として症状固定時を始期とする労働能力喪失期間に対応する年5%の利率によるライブニッツ係数を乗ずる方法によって算定されていた(前田芳人「民事交通訴訟における債権法改正の影響」公益財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部編『民事交通事故訴訟・損害賠償額算定』(『赤い本』)2020年版下巻67頁)。

これに対し、改正法のもとでは、中間利息控除において用いる法定利率が変動することになるが、適用される利率は、前述のとおり、不法行為時の法定利率となる。もっとも、その趣旨は客観的で明快な基準を定める点にあり、不法行為時を基準時として中間

利息控除をすることを前提としたものではない(前田芳人・前掲68頁)。そこで、後遺障害逸失利益の中間利息控除の適用利率の基準時とは別に、中間利息控除の計算期間(労働能力喪失期間)の始期については、従前の実務の運用どおり、症状固定時とするという見解が有力である(山野目章夫「変動法定利率」金法2023号10頁(2015年)、大塚直編『民法改正と不法行為』(岩波書店、2020年)13頁[大塚直]、前田芳人・前掲68頁)。例えば、下図の例では、不法行為時(事故時)の法定利率が3%、後遺障害の症状固定時の法定利率が4%だとして、中間利息控除に用いる法定利率は、事故時の3%だが、中間利息控除をする際に問題となる労働能力喪失期間の始期は症状固定時となる。

以上が通説的な見解だが、「その損害賠償の請求権が生じた時点」(改正民法417条の2第1項)の解釈について、積極損害と消極損害で区別し、消極損害は不法行為時に確定的に発生しているので不法行為時の法定利率によるが、積極損害は、単に計算上のものとはいえ、実際に費用がかかった時点で損害が発生したと考えられるから、中間利息控除に当たっても症状固定時の法定利率によるべきだという見解もある(窪田充見「後遺障害の場合の中間利息控除」潮見佳男ほか編『Before/After民法改正』(弘文堂、2017年)103頁)。おそらく実務は動かないだろうが、後遺障害による積極損害については、以上のような理論的な課題が残されていることに留意する必要がある。

なお、死亡逸失利益についても、不法行為時と死亡時が異なる場合に同様の問題が生じうる。



## イ 安全配慮義務違反を理由とする損害賠償請求

不法行為と比較すべき対象としてしばしば議論される安全配慮義務違反を理由とする損害賠償請求では、中間利息控除に用いる法定利率は事故発生時のものになるが、遅延損害金の算定に用いる法定利率は損害賠償請求時のものとなる（改正民法419条1項、412条3項）。その結果、改正民法施行前の事故について施行後請求された場合には、中間利息控除に用いる法定利率は5%、遅延利息は3%となるが、これに対しては、安全配慮義務違反で人身損害が発生した場合にはむしろ不法行為と同様に当然に遅滞に陥ると解する見解もある（能見善久＝中井康之「法定利率」道垣内弘人＝中井康之編『債権法改正と実務

上の課題』（有斐閣、2019年）23頁、27頁〔能見発言〕、大塚直編・前掲14頁〔大塚直〕）。

## ウ 遅発性損害の扱い

アスベストやじん肺のように加害行為があってから損害が発生するまで相当時間がかかる遅発性損害の場合には、じん肺に関する判例（最判平成16年4月27日民集58巻4号1032頁）等を参照して、症状の顕在化の時点で損害賠償請求権が発生すると解し、その時点を遅延利息および中間利息控除の適用法定利率の基準時と解する見解がある（大塚直編・前掲14頁〔大塚直〕、能見善久＝中井康之・前掲29頁〔能見発言〕も同旨）。

column  
コラム

## 医療訴訟と消滅時効

不法行為法研究部部員 高梨 滋雄 (60期)

消滅時効は、「権利の上に眠れる者は保護されない」等を制度趣旨とするものであるが、他方で、これが認められると真実の権利者を犠牲にして、義務者を免責させるという不道徳な要素を有するものである。そのため、消滅時効を認めるかについては、事案に応じた実質的妥当性の評価が不可欠である。

改正前民法では、債務不履行に基づく損害賠償請求権の消滅時効期間は「権利を行使することができる時」から10年間とされていた（改正前民法166条1項、167条1項）。この「権利を行使することができる時」とは、原則として、権利行使についての法律上の障害のない状態をいうと解されている（最二小判昭和49.12.20民集28巻10号2072頁、判タ318号226頁）。

ただ、この消滅時効を認めることの実質的妥当性の観点から、権利によっては「権利を行使することができる時」とは「単にその権利の行使につき法律上の障害がないというだけでなく、さらに権利の性質上、その権利行使が現実に期待できるものであることをも必要とする」とされている（供託物取戻請求権につき最大判昭和45.7.15民集24巻7号771頁、死亡保険金請求権につき最一小判平成15.12.11民集57巻11号2196頁、判タ1143号253頁）。そして、診療契約の債務不履行に

基づく損害賠償請求権については、医療の素人である患者にとって、診療契約につき医師または医療機関の債務不履行があったのか、また、その債務不履行により損害が生じているか否かを判断することが容易ではないことから、患者が診療行為により受けた身体的被害の具体的な内容を知って、診療契約の債務不履行があったことを認識できるようになったときに「権利の性質上、その権利行使が現実に期待できる」とする裁判例もある（福岡地裁小倉支判昭和58.3.29・判時1091号126頁、神戸地裁尼崎支判平成4.11.26・判時1479号73頁）。

医療事件では、同一の事実関係から、診療契約の債務不履行に基づく損害賠償請求権と不法行為に基づく損害賠償請求権が重疊的に発生するが、本文で述べたとおり、改正民法の下では、いずれの権利もその時効期間については、「権利を行使することができることを知った時」、「損害及び加害者を知った時」という主観的な起算点から5年間、「権利を行使することができる時」という客観的な起算点から20年間になる（改正民法166条1項1号、167条、724条2号、724条の2）。しかし、これらの起算点の解釈については、改正前民法におけるのと同様の実質的妥当性の観点からの評価が不可欠といえる\*1。

\*1：内田貴『改正民法のはなし』（民事法務協会、2020）17頁。改正民法の下でも主観的な起算点を柔軟に解釈することによって不都合を回避する必要が指摘されており、「安全配慮義務に関するリーディングケースとされる最判昭和58年5月27日民集37巻4号477頁は、本来、そのような対応がなされるべき事件であったと思います」との意見が述べられている。

## Ⅲ 消滅時効

不法行為法研究部部員 高梨 滋雄 (60期)



### 1 時効期間についての改正の内容と趣旨

#### (1) 債権一般についての消滅時効期間の改正

##### (債権等の消滅時効)

第166条 債権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- 一 債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき。
- 二 権利を行使することができる時から10年間行使しないとき。

2 債権又は所有権以外の財産権は、権利を行使することができる時から20年間行使しないときは、時効によって消滅する。

3 前2項の規定は、始期付権利又は停止条件付権利の目的物を占有する第三者のために、その占有の開始の時から取得時効が進行することを妨げない。ただし、権利者は、その時効を更新するため、いつでも占有者の承認を求めることができる。

##### (人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効)

第167条 人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第1項第2号の規定の適用については、同号中「10年間」とあるのは、「20年間」とする。

債権の消滅時効については、短期消滅時効の特例(改正前民法170条～174条)が廃止された。これは、

現代社会では、取引が極めて複雑、多様化していることから、特例の適用を受ける債権といえるかどうかの判断が難しいとの問題が生じていた等の理由による\*1。

この短期消滅時効の特例が廃止との関係で、原則的な時効期間を10年間から短縮する必要が生じた。短縮しないと全ての取引において領収証などの弁済の証拠を10年間保存しなくてはならなくなるからである。

ただ、他方で短縮すると、例えば、不当利得に基づく債権や安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求権など、権利行使が可能であることを容易に知ることができない債権については、債権者が大きな不利益を被る可能性がある。

そこで、従来の「権利を行使することができる時から10年間」という客観的な起算点からの時効期間に加えて、「権利を行使することができることを知った時から5年間」と主観的な起算点からの時効期間を設けて、このいずれかの時効期間が経過したときに債権が消滅することとされた(改正民法166条1項)\*2。

この「権利を行使することができることを知った時」とは、債権者が権利を行使することを知ったのであれば、債権者がその権利を実際に行使すべきことを期待できるので時効の起算点とされている趣旨であることから、権利行使を期待されてもやむを得ない程度に債権者が権利の発生原因を認識することが必要であると理解されている。これによって、権利を行使することができることを知るのが容易な債権については、5年間で時効により消滅することになる\*3。

\*1：筒井健夫・村松秀樹「一問一答 民法(債権関係)改正」(商事法務、2018)53頁

\*2：筒井=村松・前掲51頁

\*3：筒井=村松・前掲57頁

そして、「権利を行使することができる時から十年間」という客観的な起算点からの時効期間については、人の生命・身体の侵害による損害賠償請求権については、「権利を行使することができる時」から20年間に延長する規定が新設された（改正民法167条）。

これは、人の生命・身体の侵害による損害賠償債権は要保護性が高く、権利行使の機会を確保する必要性が高いこと、また、生命、身体に深刻な被害が生じた後、債権者は、通常的生活を送ることを困難な状況に陥るなど、時効完成の阻止に向けた措置を速やかにとることを期待できないことが少なくないことが理由である\*4。

## (2) 不法行為による損害賠償請求権についての消滅時効の改正

### (不法行為による損害賠償請求権の消滅時効)

- 第724条 不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。
- 一 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないとき。
  - 二 不法行為の時から20年間行使しないとき。

### (人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効)

第724条の2 人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権の消滅時効についての前条第1号の規定の適用については、同条第1号中「3年間」とあるのは、「5年間」とする。

不法行為による損害賠償請求権の「損害及び加害者を知った時から3年」の主観的な起算点からの時効期間については、原則として変更されていない（改正民法724条1号）。これは、不法行為に基づく法律関係が、通常、未知の当事者間に予期しない偶然の事

故に基づいて発生するものであり、加害者は、きわめて不安定な地位におかれることから、被害者において損害及び加害者を知りながら相当の期間内に権利行使に出ないときは、権利の消滅を認めることに合理性があるからとされている\*5。

ただし、人の生命・身体の侵害による損害賠償請求権については、「損害及び加害者を知った時」から5年に延長する規定が設けられることになった（改正民法724条の2）。

これは前述した改正民法167条の改正と同様の理由に基づく\*6。

そして、除斥期間は廃止された。これは除斥期間では、消滅時効期間のような障害事由が認められていないため、長期間にわたって加害者に対する損害賠償請求をしなかったことがやむを得ないと考えられる事案においても、被害者の救済を図ることができないおそれがあることを指摘されていたからである。「不法行為の時から20年」については、客観的な起算点からの時効期間とされることになった（改正民法724条第2号）\*7。

人の生命・身体の侵害による損害賠償請求権については、同一の事実関係で、債務不履行を原因とするものと、不法行為を原因とするものが重疊的に発生することがある。例えば、雇用関係の安全配慮義務違反では、人の生命・身体の侵害による損害賠償請求権が、雇用契約に基づくものと、不法行為に基づくものが重疊的に生じる。

上述した改正により新法では、人の生命・身体の侵害による損害賠償請求権については、同一の事実関係で、債務不履行を原因とするものと、不法行為を原因とするものが重疊的に発生しても、その時効期間については、主観的な起算点から5年間、客観的な起算点から20年間になるとされている。これは実質的に同じ損害賠償債権であるのに法的構成の如何によって時効期間が異なるのは不合理だからである\*8。

\*4：筒井＝村松・前掲61頁

\*5：潮見佳男『民法（債権関係）改正法の概要』（きんざい、2017）48頁

\*6：筒井＝村松・前掲61頁

\*7：筒井＝村松・前掲63頁

\*8：内田貴『改正民法のはなし』（民事法務協会、2020）16～17頁

改正民法における消滅時効期間

	原則	生命・身体の侵害
債務不履行	権利行使できることを知った時から5年 (166条1項1号)	
	権利行使できる時から10年 (166条1項2号)	権利行使できる時から20年 (167条)
不法行為	損害及び加害者を知った時から3年 (724条1号)	損害及び加害者を知った時から5年 (724条の2)
	不法行為の時から20年 (724条2号)	不法行為の時から20年 (724条2号)

改正民法における消滅時効期間は、上記の表のとおりになる。

2 時効期間についての経過措置

(時効に関する経過措置)

第10条 施行日前に債権が生じた場合（施行日以後に債権が生じた場合であって、その原因である法律行為が施行日前にされたときを含む。以下同じ。）におけるその債権の消滅時効の援用については、新法第145条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前に旧法第147条に規定する時効の中断の事由又は旧法第158条から第161条までに規定する時効の停止の事由が生じた場合におけるこれらの事由の効力については、なお従前の例による。

3 新法第151条の規定は、施行日前に権利についての協議を行う旨の合意が書面でされた場合（その合意の内容を記録した電磁的記録（新法第151条第4項に規定する電磁的記録をいう。附則第33条第2項において同じ。）によってされた場合を含む。）におけるその合意については、適用しない。

4 施行日前に債権が生じた場合におけるその債権の消滅時効の期間については、なお従前の例による。

(不法行為等に関する経過措置)

第35条 旧法第724条後段（旧法第934条第3項（旧法第936条第3項、第947条第3項、第950条第2項及び第957条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による。

2 新法第724条の2の規定は、不法行為による損害賠償請求権の旧法第724条前段に規定する時効がこの法律の施行の際既に完成していた場合については、適用しない。

債権の消滅時効の期間に関する経過措置として、「施行日前に債権が生じた場合」（施行日以後に債権が生じた場合であって、その原因である法律行為が施行日前にされたときを含む）におけるその債権の消滅時効の期間については、なお従前の例によるとされている（改正民法附則10条1項、4項）。

これに対し、不法行為に基づく損害賠償請求権のうち生命・身体を侵害する不法行為による損害賠償請求権については、施行日の時点で時効が完成していなかった場合、724条の2が適用され、その損害賠償請求権の短期の消滅時効期間は5年となる（改正民法附則35条2項）。また、改正後の724条後段について、施行日の時点で長期の20年の消滅時効期間が経過していない場合には、改正民法が適用される（改正民法附則35条1項）。

このように、不法行為に基づく損害賠償請求権については、不法行為の被害者保護を優先する観点から、債権一般よりも改正民法の適用範囲を拡張し、施行日前に発生したものについても改正民法が適用される余地が認められている。

### 3 時効期間の改正の損害賠償実務への影響

改正により人の生命・身体への侵害による損害賠償債権と、物の侵害による損害賠償請求権では時効期間が異なることになった。改正前民法のもとでも、一つの交通事故で身体への侵害による損害賠償請求権と、物の侵害による損害賠償請求権が生じたが、起算点の相違により物の侵害による損害賠償請求権についてのみ時効による消滅が認められること〔東京地判平成30年6月13日（自保ジャーナル2029号37頁）〕があるので、改正民法下では、そのような交通事故での時効管理に、より注意が必要になる。

また、前述のとおり、人の生命・身体への侵害による損害賠償請求権は、同一の事実関係で、債務不履行を原因とするものと、不法行為を原因とするものが重疊的に発生することがある。旧法の下では、不法行為に基づく損害賠償請求権が時効で消滅していても、債務不履行に基づく損害賠償請求権は時効で消滅していないということがあったが、新法の下では、いずれも同じ期間で時効により消滅すると考えられているので、やはり時効管理により注意が必要になる。

### 4 時効障害についての改正の内容と趣旨

#### (1) 時効障害事由を「時効の完成猶予」と「時効の更新」に整理

時効障害事由については、従来の「中断」と「停止」を改め、効果の面から「時効の完成猶予」と「時効の更新」に整理された（改正民法147条～154条、158条～161条）\*9。

「時効の完成猶予」とは、猶予事由が発生しても時効期間の進行自体は止まらないが、本来の時効期間の満了時期を過ぎても、所定の時期を経過するまでは時効が完成しないという効果を生じさせるものである。

「時効の更新」は、更新事由の発生によって進行していた時効期間の経過が無意味なものになり、新たにゼロから進行を始めるという効果を生じさせるものである。

#### (2) 完成猶予事由としての協議を行う旨の書面による合意

##### （協議を行う旨の合意による時効の完成猶予）

第151条 権利についての協議を行う旨の合意が書面でされたときは、次に掲げる時のいずれか早い時までの間は、時効は、完成しない。

- 一 その合意があった時から1年を経過した時
- 二 その合意において当事者が協議を行う期間（1年に満たないものに限る。）を定めるときは、その期間を経過した時

三 当事者の一方から相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、その通知の時から6箇月を経過した時

2 前項の規定により時効の完成が猶予されている間にされた再度の同項の合意は、同項の規定による時効の完成猶予の効力を有する。ただし、その効力は、時効の完成が猶予されなかったとすれば時効が完成すべき時から通じて5年を超えることができない。

3 催告によって時効の完成が猶予されている間にされた第1項の合意は、同項の規定による時効の完成猶予の効力を有しない。同項の規定により時効の完成が猶予されている間にされた催告についても、同様とする。

4 第1項の合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知

\*9：筒井＝村松・前掲45頁

覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)によってされたときは、その合意は、書面によってされたものとみなして、前3項の規定を適用する。

5 前項の規定は、第1項第3号の通知について準用する。

今回の改正で新設された時効の完成猶予事由で、特に重要なものとして、協議を行う旨の書面による合意(改正民法151条)がある。

権利についての協議を行う旨の合意が書面でなされたときは、その合意があった時から1年を経過した時(改正民法151条1項1号)、その合意において当事者が協議を行うと定めた1年未満の期間を経過した時(改正民法同項2号)、当事者の一方から相手方に対して協議の続行を拒絶する旨の通知が書面でされたときは、その通知の時から6カ月を経過した時(改正民法同項3号)のいずれか早い時期までは時効は完成しない。

これは旧法の下では、当事者の協議中でも、時効の完成が近くなると調停申立てなどの法的措置をとらざるを得なくなり、このことが当事者間での自発的で柔軟な紛争解決の妨げになっていると考えられたからである\*10。

協議を行う旨の合意は、更新の措置をとるまでの暫定的なものである点は催告と共通なので、催告によって時効の完成が猶予されている間に合意がなされても、完成猶予の効果は生じない(改正民法151条3項前段)。また、合意によって時効の完成が猶予されている間に、再度、書面で協議を行う旨の合意がされれば、その時点から時効の完成がさらに猶予されるが(改正民法151条2項本文)、その期間は本来の時効が完成すべき時から通算して5年を超えることはできない(改正民法同項ただし書)。

## 5 時効障害についての経過規定

### (時効に関する経過措置)

#### 第10条(1項省略)

2 施行日前に旧法第147条に規定する時効の中断の事由又は旧法第158条から第161条までに規定する時効の停止の事由が生じた場合におけるこれらの事由の効力については、なお従前の例による。

3 新法第151条の規定は、施行日前に権利についての協議を行う旨の合意が書面でされた場合(その合意の内容を記録した電磁的記録(新法第151条第4項に規定する電磁的記録をいう。附則第33条第2項において同じ。))によってされた場合を含む。)におけるその合意については、適用しない。

(4項省略)

改正民法附則10条2項は、旧法下の時効障害事由(改正前民法147条、158条～161条)が生じた場合の効力について、なお従前の例によると規定している。したがって、旧法下の時効障害事由が生じたのが令和2年4月1日より前であれば、旧法が適用されることになる。

これに対し、新たに創設された協議を行う旨の合意による時効の完成猶予(改正民法151条)については、施行日前にこのような合意が書面でなされた場合でも、改正民法151条は適用されない(改正民法附則10条3項)。

## 6 改正の損害賠償実務への影響

交通事故損害賠償実務との関係では、従来、権利の存否をめぐる紛争が長引いた場合、加害者側の保険会社が債務の承認を行うということもあったが、今後は、債務の承認とともに、協議による旨の書面による合意も積極的に活用されるものと思われる。

\*10: 筒井=村松・前掲49頁

## IV 相殺

不法行為法研究部部員 延時潤一 (67期)



今般改正された民法の相殺規定では、不法行為債権を受働債権とする相殺が一部可能となった。この点は実務上も影響がでるため、本稿でとりあげる。

### 1 不法行為債権を受働債権とする相殺禁止に関する改正の趣旨

#### (不法行為等により生じた債権を受働債権とする相殺の禁止)

第509条 次に掲げる債務の債務者は、相殺をもって債権者に対抗することができない。ただし、その債権者がその債務に係る債権を他人から譲り受けたときは、この限りでない。

- 一 悪意による不法行為に基づく損害賠償の債務
- 二 人の生命又は身体の侵害による損害賠償の債務（前号に掲げるものを除く。）

上記のとおり、改正前民法509条では、不法行為に基づく損害賠償請求権を受働債権とする相殺は一律に禁止されていた。その趣旨は、①不法行為の被害者に現実の給付を受けさせることにより被害者の保護を図るとともに、②債権者による不法行為の誘発を防ぐ点にあるとされている\*1。

もっとも、この趣旨からは、改正前民法が相殺を一律禁止しているのは禁止の範囲が広すぎるという意見があった。たとえば①については、不法行為債権が交通事故による物的損害の賠償請求権のみであった場合、現実給付を受けさせるほど被害者の要保護

性が高いといえるのか、また、これが車両同士の事故で双方に過失があった場合にも相互に相殺が許されないことになるが、このような場合にも一方当事者に、他方当事者が無資力であるリスクを負担させられるほど非難可能性があるといえるのかなどという批判があった。

②についても、積極的に損害を与える意図で行われた不法行為の場合だけを禁止し、たとえば過失による不法行為に基づく損害賠償請求権について相殺を許しても不法行為を誘発することにはならないのではないかという意見等があった。

他方、人の生命・身体の侵害は不法行為以外の原因によっても起こり得るため、他の場合についても相殺が禁止されないと509条の趣旨が没却されてしまうことも指摘されていた\*2。

そこで、改正民法509条は、①悪意による不法行為に基づく損害賠償請求権を受働債権とする相殺と、②人の生命・身体の侵害による損害賠償請求権を受働債権とする相殺を禁止することにした。

なお、仮に本条により相殺が禁止される債権であっても、それが他人から譲り受けた債権である場合には、現実的給付を受けさせる必要がないことから、本条ただし書きにより相殺は許される。

### 2 「悪意」の意義

すでに述べた相殺禁止の趣旨からすれば、損害を加える意図で行った不法行為に基づく損害賠償請求権を受働債権とする相殺を禁止すれば足りることになる。そこで、改正民法509条1号にいう「悪意」は、

\*1：②については、たとえば金銭債権の債権者が、債権を取り立てようとしたが、債務者が無資力であった場合に、腹いせに債務者に暴行し、発生した慰謝料請求権等と金銭債権を相殺するような場合等が想定されている。

\*2：「法制審議会民法（債権関係）部会資料69B」1頁

破産法253条1項2号の非免責債権で用いられている「破産者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権」という表現を借用し、そこでの通説である害意説を採用したといわれている。すなわち、ここにいう「悪意」とは、故意では足りず、積極的意欲まで必要であるとされている\*3。

### 3 生命・身体に対する損害賠償債務の相殺禁止

改正前民法では、不法行為に基づく損害賠償債権を受働債権とする相殺のみが禁止されていたが、民法509条の趣旨は、不法行為に基づく生命・身体に対する損害賠償のみではなく、広く生命・身体を侵害された場合にも妥当する。すでに「不法行為による損害賠償請求権につき現実の満足を得させることを目的とする相殺禁止の趣旨は債務不履行による損害賠償請求権についても妥当すると解するのを相当とし、そうすれば不法行為の場合に準じて本件損害賠償請求権を受働債権とする相殺は許されないと解せられる」とした裁判例が存在する（東京地判昭和39年9月17日判時398号36頁）。

そこで、改正民法509条2号では、「人の生命又は身体の侵害による損害賠償の債務（前号に掲げるものを除く。）」と規定し、不法行為に限らずに、生命・身体に対する損害賠償債権との相殺禁止を明確化した\*4。

### 4 交叉的不法行為と509条

民法改正前の判例は、自働債権と受働債権が同一事実（例えば自動車同士の衝突事故）から生じ

た損害賠償請求権であっても（いわゆる交叉的不法行為の事例）、相殺は許されないと判示していた（最判昭和32年4月30日民集11巻4号646頁）。しかし、学説の多くは、交叉的不法行為の場合には不法行為の誘発という憂慮すべき事態が生じるおそれが少ないことを理由に、判例に反対してきた。この点、物損事故については、改正民法により、「悪意」で行われたものでない限り相殺が認められることになった。

そこで人身損害が生じたような交叉的不法行為のような場合にも509条の相殺禁止が妥当するかが改正の議論の過程で問題となった。議論の中で、「受働債権の性質のみならず自働債権の性質も考慮に入れながら、相殺の可否を判断していく枠組みを構築する」可能性も検討されたが、この点に関する明文化は見送られ、結局、解釈に委ねられることになった\*5。有力な見解は、交叉的不法行為の事案が自動車の衝突事故の場合である点に着目し、責任保険制度が普及している昨今では、相殺により双方の受ける損害賠償額を減額するよりも、各自の損害額を相手方の損害保険会社から全額の弁済を受けるほうが被害者の救済に資するとして、責任保険の妥当する交叉的不法行為の領域に限定して509条の適用を認めるべきであると主張している\*6。

### 5 経過規定

#### （相殺に関する経過措置）

第26条 施行日前にされた旧法第505条第2項に規定する意思表示については、なお従前の例による。

\*3：潮見佳男『民法（債権関係）改正法の概要』197頁（金融財政事情研究会、2017）。なお、「第192回国会衆議院法務委員会会議録第16号平成28年12月13日」で小川政府参考人は「『悪意』とは、積極的に他人を害する意思を持って行うことを意味するものでございます」と述べている。

\*4：「法制審議会民法（債権関係）部会資料80-3」29頁では、中間試案を経て、「債務者が債権者に対してした人の生命又は身体の侵害に基づく損害賠償請求権（(1)に該当するものを除く。）」という案であったが、その後の部会において「債務者が債権者に対してした侵害」という文言では包摂しきれない場合があるのではないかと指摘を受け、現在の規定になった（「法制審議会民法（債権関係）部会第92回会議事録」55頁）。

\*5：「法制審議会民法（債権関係）部会第79回会議事録」39頁、40頁、潮見・前掲注(3)197頁

\*6：潮見佳男「新債権総論Ⅱ」293頁（信山社、2017）

- 2 施行日前に債権が生じた場合におけるその債権を受働債権とする相殺については、新法第509条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前の原因に基づいて債権が生じた場合におけるその債権を自働債権とする相殺（差押えを受けた債権を受働債権とするものに限る。）については、新法第511条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 施行日前に相殺の意思表示がされた場合におけるその相殺の充当については、新法第512条及び第512条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

改正民法附則26条2項は、「施行日前に債権が生じた場合」におけるその債権を受働債権とする相殺については、なお従前の例によると規定している。したがって、施行日前に生じた債権を受働債権とする相殺については、改正民法509条は適用されない結果、改正民法509条で相殺可能なケースであっても相殺することはできないことに留意されたい。

## 6 改正の損害賠償実務への影響

相殺が問題となることが多い物損事故においては、不法行為に基づく損害賠償請求権を受働債権として相殺することが可能となった。従前、物損事故において各当事者が互いに不法行為に基づく損害賠償請求権を有する事案では、交渉の結果、①互いの賠償額を各当事者に対し支払う合意をするほかに、②互いの不法行為に基づく損害賠償請求権で相殺することを合意する相殺契約による処理をすることがあった。改正民法が適用される場合には、これに加えて、③一方当事者の相殺の意思表示により、相殺された後の賠償額を支払うという運用が加わることになる。

また、交叉的不法行為に関する相殺の可否については本改正により明示はされなかった。しかし、改正民法509条が相殺禁止の趣旨をより具体化し制限したものであるとすると、相殺禁止についても、当該事例における具体的な状況を踏まえた判断をする裁判例が今後現れることが考えられる。この点に関しては、改正の過程でも解釈問題に委ねられるとされており、裁判例の集積が待たれる。

column  
コラム

### 自賠償保険支払基準の改正

不法行為法研究部事務局長 伊豆 隆義 (40期)



交通事故訴訟（人身事故）の被害者から受任する場合、自賠償保険への被害者請求等を訴訟前に行うことが多い。自賠償保険金は、自賠法第16条の3第1項の規定により、支払基準が定められている（金融庁・国土交通省告示1号）。今般、民法改正による法定利率の変更の他、平均余命年数や物価水準等の変動を反映して、支払基準が変更された。具体的には、

- ① 傷害による損害の保険金増額（入院中の看護料、自宅・通院看護料、休業損害、慰謝料の増額）

- ② 後遺障害保険金額増額（第14級を除く）
- ③ 死亡による損害保険金増額
- ④ ライフニッツ係数表の改正

である。この基準は2020（令和2）年4月1日以降に発生する事故に適用される。

被害者の過失が大きい場合や後遺障害認定をもらいたいとき等、まず自賠償保険への請求をすることが被害者救済に資することが多いので、基準変更を踏まえての検討いただきたい。

（『赤い本』2020年版上巻435～444頁参照のこと）

## V 連帯債務

不法行為法研究部部員 志賀 晃 (59期)

### (連帯債務者に対する履行の請求)

第436条 債務の目的がその性質上可分である場合において、法令の規定又は当事者の意思表示によって数人が連帯して債務を負担するときは、債権者は、その連帯債務者の一人に対し、又は同時に若しくは順次に全ての連帯債務者に対し、全部又は一部の履行を請求することができる。

### (連帯債務者の一人についての法律行為の無効等)

第437条 連帯債務者の一人について法律行為の無効又は取消しの原因があっても、他の連帯債務者の債務は、その効力を妨げられない。

### (連帯債務者の一人との間の更改)

第438条 連帯債務者の一人と債権者との間に更改があったときは、債権は、全ての連帯債務者の利益のために消滅する。

### (連帯債務者の一人による相殺等)

第439条 連帯債務者の一人が債権者に対して債権を有する場合において、その連帯債務者が相殺を援用したときは、債権は、全ての連帯債務者の利益のために消滅する。

2 前項の債権を有する連帯債務者が相殺を援用しない間は、その連帯債務者の負担部分の限度において、他の連帯債務者は、債権者に対して債務の履行を拒むことができる。

### (連帯債務者の一人との間の混同)

第440条 連帯債務者の一人と債権者との間に混同があったときは、その連帯債務者は、弁済をしたものとみなす。

### (相対的効力の原則)

第441条 第438条、第439条第1項及び前条に規定する場合を除き、連帯債務者の一人について生じた事由は、他の連帯債務者に対してその効力を生じない。ただし、債権者及び他の連帯債務者の一人が別段の意思を表示したときは、当該他の連帯債務者に対する効力は、その意思に従う。

## 1 連帯債務

### (1) 連帯債務についての改正点

改正民法では、連帯債務について、①連帯債務・不可分債務の区別の整理、②絶対的効力事由の削減、③求償権に関する見直し、④連帯の免除に関する規定の廃止を行っている。

ここでは、紙幅の都合から、主に、②絶対的効力事由の削減について取り上げる（他の改正点については、筒井＝村松・前掲122頁以下等を参照されたい）。

なお、連帯債務の経過措置については、施行日(2020(令和2)年4月1日)よりも前に生じた連帯債務（その原因である法律行為が施行日前にされたものを含む）には改正前民法が適用されるものとされている（改正民法附則20条2項）。

### (2) 絶対的効力事由の削減

改正前の民法では、債務者の一人に生じた事由は他の債務者に影響を及ぼさないという相対的効力の原則（改正前民法440条）を採用する反面、絶対的効力事由（債務者の一人について生じた事由が他の債務者にも影響するもの）が多く存在した。この絶対

的効力事由は、履行の請求を除くと、債権者にとって不利な効果を生じるものであった。

これに対し、改正民法では、相対的効力の原則（441条）を維持した上で、さらに、絶対的効力事由を削減している。そのため、債権者にとってみれば、改正民法下の連帯債務についての規律は、改正前民法下の連帯債務に対するそれよりも、基本的には有利であると評価しうる。ただ、時効の管理という点から見れば、履行の請求が絶対的効力事由から除外されたことには注意が必要である。

#### 絶対的効力事由

	改正前	改正後
弁済、代物弁済、供託、弁済の提供、受領遅滞	明文なし	明文なし (改正民法下でも絶対的効力事由)
履行の請求	434条	削除
更改	435条	438条
相殺	436条1項	439条1項
	436条2項 (相殺援用)	439条2項 (履行拒絶)
免除	437条	削除
混同	438条	440条
時効の完成	439条	削除

なお、441条ただし書は、債権者と他の連帯債務者の一人が別段の意思表示をしたときは、他の連帯債務者に対する効力も、その意思に従うものとしている。

## 2 不真正連帯債務

### (1) 改正前民法下における不真正連帯債務

改正前の民法の下では、連帯債務であっても、当事者の意思表示ではなく、法令の規定によって成立し、債務者間に密接な関係がないものは不真正連帯債務と呼ばれていた（筒井＝村松・前掲119頁）。

判例においてもこの不真正連帯債務という概念は承認されており、その特徴としては債権を満足させる事由以外は絶対的効力を生じないというものがある。また、求償については、判例は不真正連帯債務であ

っても求償関係は認められるものとしている（なお、この不真正連帯債務に関する近時の最高裁判例としては、いわゆる逆求償を認めた最判令和2年2月28日（裁判所時報1742号7頁、労働判例ジャーナル97巻2号、裁判所ウェブサイト）がある（なお、この判例についての本稿執筆時点における解説、評釈については、舟橋伸行（最高裁判所調査官）『被用者が使用者の事業の執行について第三者に加えた損害を賠償した場合における被用者の使用者に対する求償の可否（いわゆる逆求償の可否）』（法律のひろば2020年7月号68頁）、佐藤康紀（名古屋大学准教授）『使用者責任における被用者の使用者に対する求償の可否』（新・判例解説Watch 民法（財産法）No.195）がある）。

### (2) 改正民法が不真正連帯債務に与える影響

上記のとおり、改正前民法下では多くの絶対的効力事由が存在した。その結果、連帯債務は債権者にとって必ずしも有利ではなかったため、不真正連帯債務という概念が産み出された。

これに対し、改正民法下では、絶対的効力事由が削減された結果、不真正連帯債務についても、基本的には、改正後の連帯債務規定を適用しても差し支えないといった指摘が目立つ（筒井＝村松・前掲119頁等）。

ただ、前田芳人・前掲73頁では、

- ①共同不法行為事案における“弁済等により連帯債務者は、自己の負担部分を超えて共同の免責を得た場合に、その超える部分について、他の連帯債務者に求償をすることができる”との判例（最判昭和63年7月1日民集42巻6号451頁、最判平成3年10月25日民集45巻7号1173頁）、
  - ②運行供用者責任に関し“運行供用者の死亡により被害者がその債務を相続して混同が生じたという事案において、不真正連帯債務には混同の絶対効を定めた民法438条の適用はない”との判例（最判昭和48年1月30日集民108号119頁）
- について、解釈上、改正民法の規定を適用しないものとして扱う余地もある旨示唆されている。

## 「人種差別撤廃モデル条例案」の関東弁護士会連合会賞受賞のご報告

外国人の権利に関する委員会副委員長 高橋 済 (67期)

2020年9月25日、関東弁護士会連合会の「2020年度関弁連定期弁護士大会」がパシフィコ横浜で行われ、当会「外国人の権利に関する委員会、憲法問題対策センター、人権擁護委員会」の三委員会が、「関東弁護士会連合会賞」(第5回)を受賞しました。

三委員会を代表して、外国人の権利に関する委員会の尾家康介委員長、憲法問題対策センターの小川貴裕副委員長、外国人の権利に関する委員会副委員長の弊職が授賞式に出席し、謝辞を述べました。

この受賞は、当会の策定した「人種差別撤廃モデル条例案」(以下「モデル条例案」といいます)が2019年12月「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」の制定に大きく寄与したこと、神奈川県相模原市、東京都荒川区、札幌市、東京都墨田区などに広がり、各地の条例制定においても参考とされていることが評価されたものです。

授賞式後には、議論の経過を見守っていただいた洲上玲子元会長、また、現在の富田秀実会長、外国人の権利に関する委員会を担当する田島正広副会長からも祝福のお言葉をいただきました。

また、当時、常議員会で賛成答弁された多くの常議員の方々、このモデル条例案を成案とすべくご尽力いただいた安井規雄元会長、海野浩之元担当副会長に心より御礼申し上げます。

このモデル条例案の問題意識は「人種差別」の禁止にあります。そもそも弁護士も含め市民社会において何が人種差別であるかの認識すら不十分と言わざるを得ない現状にあります。

この認識の不十分さは、人種差別(外国人差別を含む)の一種である「ヘイトスピーチ」(国籍・民族等を理由とする差別的言動)についても同様ですが、ヘイトスピーチという社会的病理現象は、いわゆるヘイトクライム(国籍・



民族等を理由とする犯罪行為)の一步手前に位置し、いわば末期的症状といえるものです。残念ながら、その末期的症状についても理解が不十分ということです。

ヘイトスピーチに至る前の段階には、外国人であることを理由とする入居拒否、入店拒否など「差別的取扱」があります。これも(民事上は損害賠償責任を負うことは確立した判例法理ですが)、やはり理解が広範に普及しているとも言えない現状です。

しかし、「人種差別」はわたしたちのすぐそばにあります。例えば、「A国人はすぐキレルよね」、「B国人はマナーが悪い、バカだよね」、「アフリカ系の外国人は運動神経がいいよね」といった発言の類、意識の類がその一例です。

モデル条例案は、こういった人種差別を是正・撤廃していくための提案です。モデル条例案は、その是正手段として就業規則に基づく懲戒処分、刑事罰など全ての手段を規定しているものではありませんが、もはや教育だけでは是正できない場面を想定し、過料など実効性のある手段を規定したことにその意義があります(なお、前記の川崎市条例では、50万円の罰金刑が定められています)。

このモデル条例案が、人種差別の撤廃を実現する各地の条例の制定の動きの後押しとなることを強く願っています。

## より良い社会を目指して



副会長 深沢 岳久 (49 期)

主な担当業務：広報、人権擁護、刑事弁護、  
刑事法、刑事拘禁、裁判員制度、民訴法問題、  
弁護士会照会、会則改正

### 25 年の時を経て

弁護士会館が1995（平成7）年に完成してから25年経ちますが、現在大規模修繕の最中で、6階のエレベーターホールは自動ドアとなり、洗面所が刷新される等、リニューアルが進行中です。1995（平成7）年は、私が修習生となった年で、トルネード投法の野茂英雄投手のアメリカでの大活躍をテレビで見っていました。

この間経済では、日経平均株価は1989（平成元）年12月29日に3万8957円をつけた後、バブルは崩壊して、その後失われた10年が20年となりました。人々が日々努力しているにもかかわらず、なぜ長い間景気が良くならないのか？と疑問に思った覚えがあります。その後日本銀行の金融緩和により株価が回復したのはご案内のとおりです。

司法に目を向けると、2001（平成13）年に司法制度改革審議会の意見書が出され、2004（平成16）年に法科大学院が開校し、2006（平成18）年に法テラスがオープンし、2009（平成21）年に裁判員制度がスタートしました。私個人の職務としては、登録当初は債務整理や債権回収が多くありましたが、次第にコンプライアンスに関連するものが増えたのも世相を反映しているように思います。

### 副会長としての日々

2020（令和2）年4月から副会長となり、早いもので半年以上が経過して、年の瀬が近づいてきました。霞が関の弁護士会館で会務をしているときは、常議員会・理事者会や各種の会議、打ち合わせに出席し、稟議書の決裁をする、膨大な数のメールに目を通す、といったことであっという間に時間が過ぎていきます。就任時のコロナ禍や直後の緊急事態宣言という前例のない

事態に我々執行部がどう対処したかはLIBRA11月号をご覧ください。私が担当する刑事弁護では、当番弁護士や刑事弁護の機能は絶対に維持するという皆の決意のもと、業務を継続してきました。会員課や広報課も、緊急事態宣言中は、会全体として安全に配慮しながら出来る限り業務を継続してきました。

弁護士会館への往復の際の楽しみは、日比谷公園を歩くことです。公園ではチューリップ、桜、ツツジ、藤、薔薇、紫陽花、百合等の季節の花々を愛でることができますし、蝉や虫の鳴き声でリフレッシュできます。ライトアップされた噴水も見事で、身近に素晴らしい公園があることを再認識しています。

### これから

平成から令和の時代を、どのように評価するかは個人の実感によりますし、世代によっても異なってくると思います。学生時代に読んだ佐藤幸治「憲法」のはしがきには、昭和二桁初期の世代の特徴は「心ときめくような夢も抱かず、されど絶望も怖れもなき世代」とありました。同書は1981（昭和56）年に初版が出ておりますが、かかる世代は、1945（昭和20）年の終戦を経て、1946（昭和21）年の日本国憲法の公布で主権者が天皇から国民に変わる大転換を経験しています。新憲法ができて希望に溢れていた、あるいは、価値観の違いに戸惑いを感じたこともあるでしょう。それに比べれば、平成、令和の時代は、日本国憲法の下、それなりに安定した社会といえ、法の支配も徐々に浸透しています。現状はコロナ禍で大変ではありますが、多くの市民が良い時代であると感じられるように、会員と力をあわせ市民の権利擁護のために微力を尽くします。

令和2年10月14日開催 東京地方裁判所委員会報告

## 「裁判所における新型コロナウイルス感染症対応について」

東京地方裁判所委員会委員・会員 市川 充 (47期)

令和2年10月14日に開催された第51回東京地方裁判所委員会について報告します。

### 1 東京地裁民事部の新型コロナウイルス感染症対応について

民事部所長代行からは、以下のような説明がありました。

緊急事態宣言発令後は、緊急性の高い事件は継続し、それ以外の事件は期日を取り消した。電話会議・ウェブ会議による期日や判決期日についても取り消したのは、期日が続けば、代理人が依頼者と打合せ等を行うことにより感染拡大のおそれがあったからである。

宣言解除後は段階的に業務を再開したが、その際の感染防止対策は、マスク着用・換気・消毒、電話会議・ウェブ会議の利用、当事者複数出頭の場合の法廷の使用等である。また、法廷が混雑しないように、1週おきに開廷する隔週開廷を実施している。

隔週開廷により期日の入り方が遅くなったが、計画審理が充実してきた、弁護士のリモート会議の活用が進み、依頼者との接触が増えることにはならないと思われる、といった分析が紹介されました。

### 2 新型コロナウイルス感染防止と刑事裁判

刑事部所長代行からは、以下のような説明がありました。

緊急事態宣言発令後は、裁判員裁判はすべて延期した。勾留中の被告人の事件は原則予定どおり開廷し、在宅起訴・保釈中の被告人の事件は延期した。宣言解除後は、裁判員候補者の体温測定、マスク、手指消毒の依頼、広い待合室や評議室を使用するなど防止策を施したうえで、裁判員裁判を再開した。そのほか、民事部同様の防止策を講じた。

### 3 意見交換

冒頭に、東弁が会員に対して行った、裁判所の対応に関するアンケートの結果（判決期日や電話会議が取り消されたのは一律的すぎではないか、書面の提

出・受領が専らファックスというのは問題ではないか、裁判官の指示があれば期日間に準備書面のやりとりができたのではないか、書記官が自宅待機になったので連絡ができるまで何日も要した等）の一部が弁護士委員によって紹介され、このアンケート結果が東京地家裁に要望書とともに提出されたこと、現場の弁護士がこのような感想をもっていたことを認識したうえで意見交換をしてほしい旨の発言がありました。

他の委員からは、現在、裁判所の建物内の換気は十分に行われているのか、来庁者全員にPCR検査はできないのか、裁判所入口で体温測定をしていない理由は何か、傍聴席の制限を緩和しないのか等の質問がなされました。裁判所からは、ドアを開け、広い部屋を使用するなど換気に気を付けている、来庁者全員にPCR検査をすることは現時点では考えていない、発熱前でも感染者はいるので体温計測が効果的とは考えていない、傍聴人に住所などは聞けないのでクラスターが生じたとき追跡できる状態になく、傍聴席は制限せざるを得ないとの回答がありました。

その他、これを機にデジタル化を推進してほしい、調停でもウェブ会議など取り入れる工夫がなされているのでIT化を進め司法制度を国民が身近に感じるようにしてもらいたいとの意見も出されました。

### 4 フィードバックの報告

地裁事務局長からは、第40回から第44回までの地裁委員会が出された意見について、地裁がこれを一部取り入れて反映させていることについて紹介がなされました。

### 5 次回令和3年2月26日のテーマは「犯罪被害者の保護」となりました。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会で取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

\*問い合わせ先：司法調査課 TEL.03-3581-2207



## 新型コロナウイルスのもとで<sup>1)</sup> ~わたしはこう過ごしてきました・こう過ごしています~

### 〈vol.3〉

## 突然の長期休暇と料理

会員 中川 紗希 (61期)

緊急事態宣言が発令され、打ち合わせも、法律相談も、期日も全て取消しになり、あっという間に暇になってしまった。私は、一人事務所で、事務員もいなかったため、当初は「郵便物が来るから」と理由を付けて、毎日事務所に通っていたが、事務所にいても、電話も掛かってこないし、やることもない。そのうち、2日に1回くらいしか事務所に行かなくなった。

特に趣味を持たない私は、時間を持て余してしまった。あまりにもやることがないので、今まで全くやらなかった料理を作るようになった。ただ、料理を作ったことがないので何をどう作れば良いかわからない。そこで、レシピを色々調べ始めた。その中でも、キッコーマンのレシピが、分かりやすく、入門者には使いやすかった。美味しそうなレシピを見つけては、作るという作業は意外に楽しかった。当時、立川市より西に行かなければならない用件があったが、最寄り駅の近くに大きなスーパーマーケットがあり、買い物に行く楽しみもあって遠方にも

かかわらず足繁く通っていた。その案件が解決したとき、「あ~あのスーパーマーケットに行けなくなるな」と少し残念に思う自分もいた。

料理を作ってみて思ったのは、食材を無駄なく使いながら、毎日3食分の献立を考えることの大変さだった。高校生のとき、ホットケーキのみが入ったお弁当を見て「手抜きが過ぎやしないかい…」と思っていたが、お母さん、ごめんなさい。料理の大変さって作るだけじゃないのね。母の大変さを身をもって感じる事ができた緊急事態宣言下だった。





# 新型コロナウイルスのもとで～わたしはこう過ぎてきました・こう過ぎていきます～

## 〈vol.4〉

### 「もがれた翼」特別編～ZOOM IN 子どもシェルター～

会員 園田 琴子 (72期)

それは、「園田さん、イけるんじゃない？」という坪井節子会員の一声から始まりました。

「やりますやります！」二つ返事で引き受けたのは、なんと17歳の高校生役でした。

その日は、弁護士登録をして初めて出席した、子どもの人権と少年法に関する特別委員会の部会会議。毎年当委員会で作している「もがれた翼」は、今年は新型コロナウイルスの影響で舞台公演を中止としましたが、「子どもシェルター」をテーマにZoom劇を作成し、無料配信することとしました。出演者は全員弁護士ということで、肝心の子役を誰がやるのか議論が紛糾していたとき、ナイスなタイミングで私が現れたというわけです。これまで「もがれた翼」の舞台を観たことはなく、正直趣味の範囲のものと思っていたこともあり（ごめんなさい）、やると即答してしまったのです。

後日、これまで公演した「パッチワーク」、「素数とくるみ」がYouTubeにて配信され、それを観たときやっと事の重大さに気が付きました。鏡に映る、どう見ても17歳には見えない顔、そして明らかに10代ではない貫禄のある声。焦った私は、某有名子役の



上段中央が筆者

方の声マネを猛特訓し、日々細胞に「私は17歳！思い出すのよ！」と言い聞かせました。

優しいメンバーの皆さんと、タヒチアンダンスを練習し、手話を教わり、ラーメンの事を考え（皆様YouTube「もがれた翼」で検索を！）、作品を完成させました。実際に会うことなく、オンラインで打ち合わせや撮影を行ったため、Zoom打ち上げにて「園田さんって本当に存在するよね？」と確認されたほです。

インハウスで活動する私にとって、初めて自分の名前で世に出したものがこの「もがれた翼」となりました。こんな日が来るということ、偏差値30から弁護士になりたいと猛勉強を始めた17歳の私に、教えてあげたいです。



# 今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

## 第107回 むずかしいことをやさしく、ふかく、おもしろく

憲法問題対策センター 市民高校生部会 部会長 柴原 周成 (33期)

「むずかしいことをやさしく、やさしいことをふかく、ふかいことをおもしろく、おもしろいことをまじめに、まじめなことをゆかいに、そしてゆかいなことはあくまでゆかいに」

井上ひさしの座右の銘として有名な言葉です。

私たち憲法問題対策センター市民高校生部会では、2010年8月以来、東京都内の小・中・高校、市民団体などを対象に憲法出前講座を続けてきました。

そこでは、日本国憲法の下で生まれた憲法判例の中から主に中高生の教科書で取り上げられているものを使って、受講生の皆さんと一緒に日本国憲法を考えていこうとする対話型授業を心がけてきました。

授業では、まず憲法とは何かに関わる立憲主義について、「憲法は国のリーダーを縛るもの。法律は国民を縛るもの」とやさしい言葉で語ることから始めています。

芝信金男女昇給昇格差別事件を取り上げた講座では、原告の陳述書を示すことにより、男女差別の生々しい実態を明らかにし、戦後の男女差別是正を訴えた裁判の争点と勝敗訴の一覧表を示すことにより、この事件での成果が先人たちの長い苦しい闘いの上にあることを示して、より深く理解して貰えるように工夫しています。

この辺までは、それなりの努力を重ね、一定の成果を出しているのではないかと自負しています。

容易でないのは、「ふかいことをおもしろく、ゆかいに」です。おもしろく、ゆかいなものは、話を聞く人の興味をそそり、魂を揺さぶるものです。

そのような話をするためには、私たち自身が日本国憲法に対する熱い思いを有し、それを聞く人に伝えようとする情熱を持っていなければなりません。

私たちが取り上げている判例の争点を概観してみると、日本国憲法の価値観と大日本帝国憲法的価値観

のせめぎ合いが多いことに気が付きます。

婚外子差別事件では、相続財産は嫡出の子孫に承継させたいとする家制度的気風、芝信金男女昇給昇格差別事件では、男尊女卑の気風、愛媛玉串訴訟では、国家神道体制の中核を担った靖国神社への強いこだわり、などが俎上に上がっています。

折に触れ顔を出す大日本帝国憲法的価値観へのこだわりに対しては、単にまずいと批判するだけでなく、戦争という大きな代償を支払って手に入れた日本国憲法を愛する立場からは認めがたいことを、聞く人たちの共感を呼ぶような形で表現していかなければなりません。

そのためには、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起きることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」との日本国憲法前文を噛みしめなければなりません。

言葉を変えると、アジア太平洋戦争から日本国憲法の制定に至る歴史と、日本国憲法の置かれている現状、の勉強が不可欠ということです。

井上ひさしは、稀代のユーモリストでした。せめてその境地の入り口位まででも辿り着ければ、出前講座の成功は間違いありません。でも、ここまでくためには愛情に加えて人間力まで求められます。日本国憲法を愛情とユーモアで守っていかうではありませんか。

憲法問題対策センター市民高校生部会では、都内の中高や市民団体に憲法出前講座を実施する会員弁護士を随時募集しています（例年3月に講座希望が集中します）。他委員会との掛け持ちも歓迎しますので、憲法教育に興味のある会員は、ぜひ当会の人権課（TEL 03-3581-2205）に連絡ください。

出前講座をご希望の方は、当会HP<<https://www.toben.or.jp/manabu/>>から問い合わせください。

# 近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

## 第90回 福岡地判令和2年3月17日 (博報堂事件/労経速2415号3頁)

無期転換申込権発生直前に行われた更新上限規定に基づく雇止めを違法であるとして雇用契約上の地位確認を認めた事例

労働法制特別委員会研修員 木村 俊一郎 (72期)

### 第1 事案概要

1 原告(労働者)は、1988年に被告(使用者)に新卒採用され、1年間の有期労働契約を締結、2018年3月31日までに計29回更新をした(2013年以前における更新は、毎年4月1日前後に、管理部長から封筒に入った契約書を渡され、原告がそれに署名押印する方法により更新が行われていた)。

2 被告は、2008年4月1日に就業規則を改訂し、有期労働契約の更新は、最初の雇用契約開始から通算して5年を超える場合には、原則として契約を更新しないとする「最長5年ルール」を設けた。もっとも、最長5年ルール新設時において既に5年を超えて雇用されていた労働者(以下、「適用除外労働者」)には、最長5年ルールを適用しない取扱いとした。

3 被告は、2012年の労契法改正に伴い、適用除外労働者についても、2013年4月を起算点として、最長5年ルールを適用する取扱いに変更した。

なお、被告は、上記取扱いの変更に先立ち、適用除外労働者と面談を行い、5年間を契約更新の上限とすることなどを説明し、2013年4月1日付で雇用契約を更新した。その際に作成された契約書では、「契約社員就業規則第14条第2項に基づき、継続して契約を更新した場合であっても、2018年3月31日以降は契約を更新しないものとする。」との規定(以下、「更新上限規定」)が盛り込まれ、2016年まで同様の方法で更新された。

また、被告は、2013年5月頃、原告に対し、6年目以降の契約はそれまでの業務実績により判断する旨の記載がされた“事務職契約社員の評価について”と題する書面を交付した。

4 2017年の更新の際、被告は、原告に対し、2018

年3月をもって契約は終了する旨を伝え、「本契約の期間は、2017年4月1日より2018年3月31日までとし、本契約期間以降は契約を更新しない。」との規定が盛り込まれた雇用契約書を渡し、原告はこれに署名押印して被告に提出した。

5 2018年3月、被告は、原告を、2018年3月31日の雇用期間満了をもって雇止めしたことから、原告が、被告に対し、雇用契約上の地位の確認等を求めた。

### 第2 判旨

一部認容、一部却下。

#### 1 労働契約終了の合意の有無

原告と被告との間で本件雇用契約を終了させる合意を認定するには慎重を期す必要があり、これを肯定するには、原告の明確な意思が認められなければならないものというべきである。

不更新条項が記載された雇用契約書への署名押印をしていたからといって、直ちに、原告が雇用契約を終了させる旨の明確な意思を表明したものとみることが相当ではない。

本件雇用契約が合意によって終了したものと認めることはできず、2013年の契約書から5年間継続して記載された2018年3月31日以降は更新しない旨の記載は、雇止めの予告とみるべきである。

#### 2 労契法19条1号又は2号該当性

本件雇用契約全体を期間の定めのない雇用契約と社会通念上同視できるとするには、やや困難な面があり、本件雇止めは労契法19条1号には該当しない。

被告は、原告が1988年4月に新卒採用で入社した以降、2013年まで、いわば形骸化したというべき契

約更新を繰り返してきたものであり、この時点において、原告の契約更新に対する期待は相当に高いものがある。

被告は、2013年以降、原告を含めて最長5年ルールの適用を徹底しているが、それも一定の例外（例えば、原告に配布された『事務職契約社員の評価について』には、“6年目以降の契約については、それまでの間（最低3年間）の業務実績（目標管理による評価結果・査定）に基づいて更新の有無を判断する。”とされているなど）が設けられており、原告の契約更新に対する高い期待が大きく減殺される状況にあったということはできない。

被告は、原告に対し、契約更新に期待を抱くような発言等が改めてされたとは認められないとしても、原告の期待の存在やその期待が合理性を有するものであることは揺るがず、原告の契約更新に対する期待は労契法19条2号により保護されるべきである。

### 3 本件雇止めにおける客観的に合理的な理由及び社会的相当性の有無

被告の主張する人件費の削減や業務効率の見直しの必要性というおよそ一般的な理由では本件雇止めの合理性を肯定するには不十分であり、原告のコミュニケーション能力の問題については、雇用を継続することが困難であるほどの重大なものとまでは認め難い。原告を新卒採用し、長期間にわたって雇用を継続しながら、その間、被告が、原告に対して、その主張するような問題点を指摘し、適切な指導教育を行ったともいえないから、上記の問題を殊更に重視することはできず、客観的・合理的理由はない。

## 第3 検討

本判決は、更新上限規定に基づく雇止めの違法性

が争われた事件である。更新上限を設定したうえで雇止めを行い紛争に発展する例は実務上しばしば見られ、その中で本判決は、使用者が更新上限が設けられた当初から説明を行い、上限を超えて契約更新されない旨の規定を含む契約書に労働者の署名押印がなされた上で更新が行われたにもかかわらず、労働者の契約更新に対する合理的期待を認め、雇止めを違法としており、実務上参考になるとと思われる。

本判決は更新上限規定を雇止めの予告としており、日本郵便〔更新上限〕事件（最判平30・9・14 労判1194号5頁）の考えを踏襲したものと考えられる。更新上限条項による雇止めについては、「契約終了の合意の有無の問題というより、合意・認識の程度・濃淡の問題であり、雇止め法理の適用の有無という入口ではなく、更新期待の合理性や雇止めの合理性・相当性の具体的な判断のなかで考慮されるべき事情」であるとの指摘があり（後掲水町100頁）、参考となる。

本件は、無期転換申込権が規定された2012年労契法改正を契機として更新上限規定が設けられている。本判決は、更新上限規定を設けた目的について特段言及していないが、更新上限規定を設けた目的を雇止めの違法性判断の考慮事情としない趣旨で認定しなかったのか、または殊更に目的を認定するまでもなく雇止めの違法性を導くことができたので判断したのかは不明である（本件と同様に無期転換申込権発生直前に雇止めされた高知県公立大学法人事件（高知地判令2・3・17 労経速2415号14頁）は、雇止めの相当性判断において、無期雇用制度を定めた労契法18条を潜脱する雇止めを是認することはできないとしている）。

※本判決に関する評釈として、水町勇一郎（ジュリスト1548号98頁以下）、伊藤隆史（労働経済判例速報2415号2頁）などがある。

### 研修レポート

## 裁判員裁判弁護人養成講座(実技)を受けてみませんか

刑事弁護委員会委員 柏本 英生 (69期)

### 1 はじめに

当会では、年に数回、「裁判員裁判弁護人養成講座(実技)」を実施しており、直近では、9月3日、4日に行われた。「裁判員裁判の国選名簿に登録するために必要な、2日間かけて実演をする研修」と言いかえれば、わかる方もいらっしゃるかもしれない。この研修は、当会において、裁判員裁判対象事件の国選弁護人名簿に登録するための要件となっており、原則として、この研修を受講して初めて、裁判員裁判の国選弁護人になることができる。会員の中には、「実演をしているところを誰かに見られるなんて気が進まない」「刑事弁護をメインでやっている人しか参加してなさそう」といった印象をお持ちの方もいらっしゃるかもしれないので、今回は、9月に行われた研修を振り返りつつ、どのような研修なのかについて説明させていただきたい。

### 2 研修の内容

この研修では、実際の事件をベースにした事前資料をもとに受講生に準備してきてもらい、冒頭陳述、主尋問、反対尋問、弁論を実際に実演してもらう。そして、講師は、受講生が実演を行った後すぐ、改善点を指摘した上で「こうすればよりよくなる」と、改善案をその場で実演してみせる(これを「クリティーク」と呼んでいる)。自分の実演に対する改善案を示してもらえるだけでなく、他の受講生の実演を見て、それに対するクリティークを聞くことも自分の法廷弁

護技術向上につながる。

研修の内容を聞くと「難しそう」とか「あまり刑事事件を扱ったことのない自分が参加してよいのか」という感想を抱かれる会員の方もいらっしゃると思われるが、心配する必要は全くない。ほとんどの受講生は、実演型研修に参加するのが初めてであり、普段は民事事件が中心の方やまだ刑事事件の法廷に立ったことがない方も参加している。この研修では、刑事弁護における基礎的な技術を、実演を通じて体得してもらうことを主目的としているから、ほとんど刑事事件を扱ったことがない方でも気兼ねなく参加していただきたい。

### 3 新型コロナウイルス対策

今年に入り、新型コロナウイルスの感染が拡大したため、刑事弁護委員会においても、研修を全て延期するなどの対応を迫られた。緊急事態宣言が解除された後、6月から、延期となっていた研修の一部を実施したが、座学の研修は、Zoomによるオンライン参加を原則とするなど、そもそも「三密」の状況が発生しない方法で実施している。

それに対し、本研修は、実演型の研修であり、オンラインでの実施が困難であることから、検討の結果、万全の対策を施した上で、対面での実施で行うことになった。

今回は、従来までの研修よりも少ない、受講生8名、講師4名の計12名での実施となり、着席時には、受講生同士の間隔も広くした。受講生が実演をするとき

や、講師が講義をするときには、受講生の方を向かって行うことになるが、その際、話す人と受講生との間の距離は、従来の研修の際の倍以上の間を空け、ソーシャルディスタンスを十分に確保した。そして、尋問者が証人に対して話しかけるため、もっとも感染のリスクが高いと思われる、尋問の実演をする際には、尋問者と証人の間にアクリル板を設置し、接触を避けるなど、徹底した対策のもとで研修は進んだ。講師は、各自、マスクではなく、フェイスシールドやフェイスガードを用意し、感染を防止しつつも、実際の裁判と同じく、表情や振る舞いも含めて、受講生に法廷技術を可能な限り伝えるための準備を整えた。

## 4 9月の研修の様子

9月の研修は、当会の佐々木さくら会員、小林英晃会員、当職に加え、無罪事件を何件も獲得している“刑事弁護界のレジェンド”、高野隆弁護士（第二東京弁護士会）を外部講師としてお招きして実施された。

研修でははじめに「ブレインストーミング」を行う。これは、記録を検討して、依頼者である被告人にとって有利な事実と不利な事実を思いつく限り挙げていくというものである。ブレインストーミングでは、「出された意見の批判はしない」というルールが設けられているため、終始和やかな雰囲気の中、様々な意見が飛び出した。

ブレインストーミングが終わると、いよいよ実演に入る。冒頭陳述、主尋問、反対尋問、最終弁論の4つのパートがあり、それぞれのパートの最初に、講師が法廷技術の基礎について講義をする。講義が終わると、受講生が1人ずつ実演を行う。実演の後は、講師から改善点と改善策が提示される。自分のためであった点を指摘されるのは、初めのうちは、辛い気持ちになることもあるが、指摘されるのは他の受講生

も同じであるし、「こうすればよりよくなる」という改善策を示してもらえることで、大きな気づきを得られることも多い。研修中は、「失敗してもいいから、とりあえず実演をやりましょう」という雰囲気に包まれており、各受講生が思い思いの実演を行っていた。最初の冒頭陳述の際には、緊張して表情が硬かった受講生も、最終弁論の際には、のびのびと楽しそうに実演をしている点が印象的であった。

クリティークは、「余計なことを言わない」などといった基本的なものから、応用的なものまでその内容は様々である。外部講師の高野弁護士からは、「主尋問の基本は、証人をコントロールすることであるが、その場を経験した証人であれば、むしろコントロールせずに一気に語ってもらったほうが効果的な場合もある」などといった、長年の経験に基づいた応用的なクリティークがなされた。

そして、実演の様子は、ビデオカメラで録画されており、受講生は、自分の実演のあと、別室でビデオ映像を見ながら、アイコンタクトの仕方や立ち振る舞いについてもクリティークを受ける。ビデオ映像を振り返ることで、自分の体が小刻みに揺れている、目線が下を向いているといった、自分では気づかない改善点を知ることができる。

そして、最後に、この2日間で学んだことを挙げて総復習を行い（ラップアップ）、2日間にわたる研修は終了となった。

## 5 終わりに

本研修は、受講生にとっては、準備や実演など負担が多いが、それ以上に得るものが多い研修であると考えている。刑事弁護委員会では、本研修をはじめ、様々な種類の研修を定期的実施している。研修の情報は、当会の会員向けサイトから見るできるので、ぜひ、参加していただきたい。

## 第83回

## テレワークで弁護士業務に役立つサービス

新進会員活動委員会

委員長 井上 裕貴 (68期) 副委員長 近藤 亮 (68期) 副委員長 大見 愛彩 (68期)  
副委員長 紙尾 浩道 (69期) 委員 齋藤 魁 (70期)

新型コロナウイルスを契機にテレワークをしている会員の方も少なくないと思われますが、弁護士業務は文献のリサーチや書面の管理・発送を伴うため、自宅での作業だと不便さを感じることも多いと思います。そこで、新進会員活動委員会では、テレワークで役立つツールやサービスについて紹介していきたいと思います。

### 1 Chatwork

「Chatwork」は、業務の効率化に最適なメールや電話に代わるビジネスコミュニケーションツールです。メールの場合は容量の大きい大量のPDFデータ等を送る場合は分割して送ったり、データ便等ファイル転送サービスを利用することが必要でしたが、Chatwork上ではそういった手間を掛けずにスムーズに容量の大きいデータのやり取りが可能となります。

また、Chatworkのメッセージに対しては、単に当該メッセージを確認したこと等を伝えたいだけの場合には、必ずしも返信をしなくても「了解」「ありがとう」等のリアクションアイコンでスピーディーに伝えることができます。

さらに、Chatwork上のメッセージは送信後も、Chatwork上のユーザーが既読の後も、当該メッセージを自分で編集して加除訂正することが可能であり、このような点もメールとは一味違うChatworkの特徴かといえます。

以上のように、Chatworkはコミュニケーションに要する余計な手間をなくしたものであり、業務効率化につながるコミュニケーションツールであるといえます。

### 2 LEGAL LIBRARY

弁護士業務において、コンメンタールや実務本を参照することは日常茶飯事です。テレワークにより自宅などで執務する場合、これらの法律書を参照できないと調べ物が進みません。この点、「LEGAL LIBRARY」は、法律書や官公庁等が作成している各種資料のデータベースを提供するサービスであり、自宅などの事務所外にいてもサービスにログインすれば、これらを閲覧することができます。

法律書は高額ですので、わざわざ書籍を購入しなくても書籍の中身を調べられるというメリットや図書館に行く手間も省けるといったメリットもあります。実務でよく参照する注釈民法シリーズがあるのも嬉しい限りです。皆様も是非LEGAL LIBRARYを使ってみてください。

### 3 Webゆうびん

意外と知られていないと思われる、「Webゆうびん」というサービスについてご紹介いたします。特に簡単な書類を郵送でとにかく送りたい！という方におすすめのサービスです。このサービスは作成済のPDF、Wordファイルを郵便局の提供している「Webゆうびん」という

サービスのサーバーにアップロードして、送り先等を入力すると、簡単な送付状を自動的につけて郵送先に郵便を送ることができるというサービスです。

電子内容証明郵便については、ご存知の方が多くないかもしれませんが、簡易な文書について郵便で送付を行いたい場合には、こちらのWebゆうびんが非常に便利です。

基本的には電子内容証明郵便と同様、ファイルをアップロードするだけで送付ができますので送付状を作成する必要もなく、切手を貼付する必要もありません。電子内容証明郵便についてはログイン後にエラーが出ることも多いのですが、このWebゆうびんではそのようなことは非常に少ないという印象です。

簡易な書類についてはこちらのWebゆうびんというサービスを利用し送ることをおすすめいたします。

## 4 Dropbox

続いて、資料箱をイメージした青いアイコンがトレードマークのDropboxをご紹介します。とにかく荷物を減らしたい！という方におすすめのサービスです。

Dropboxは、インターネット上に自分のファイルを格納できる「クラウドストレージ」と呼ばれるサービスの一種で、最も大きな特徴は、インターネット回線さえあれば、どのようなデバイスからも、ファイルをアップロード・ダウンロードできます。

今までメール添付だったファイルのやり取りも、「Dropboxに入れておいたのでよろしく」で済んでしまいます。また、現地調査で撮影した写真データも、帰り道に即アップロード可能です。事務所に戻って、事務局に依頼する手間がかかりません。

外出先で、電話したいけど相手先の電話番号が分からない時も安心。事務所に電話をして、「●●の件、記録見て電話番号を教えてください」という連絡不要で、

Box内から、連絡文書等のデータを見れば即解決です（文字認識（OCR）を付してあれば検索で探したいデータが一発で見つかります）。

重たい記録を四六時中持ち歩くことと決別できますので、百聞は一見に如かず、まずは使ってみてください。

## 5 Slack

次にご紹介するのは、カラフルな花を模したアイコンが特徴的な、「Slack」というツールです。勤務弁護士が多い、1つの案件を複数弁護士で担当することがある、といった事務所におすすめです。

「ワークスペース」という「大きな箱」の中で、「小さなトピック」ごとのチャットを作り、やりとりできるのが「Slack」です。

具体的に弁護士事務所での執務に置き換えると、まずは「○○法律事務所」という箱を作成し、ボス弁や勤務弁護士、事務員を登録します。そして、例えば「依頼者▲▲」, 「○○vs■■ △△事件」と、案件ごとにトピックを作成すれば、各トピックの中で、担当弁護士や事務員が、指示や報告をしあえるようになります（準備書面はこれでいい？／○○さんから電話ありました、等々）。

案件ごとにトピックを作成できることから、様々な指示が錯綜し、「あの件に関するあの指示は、どこいったかな？」と、メッセージのログをさかのぼる必要がありません。

Slackは、スマートフォンにもアプリをインストールすることができ、事務所の外から参加することも容易で、テレワークの強い味方にもなってくれます。

事務所の規模によっては、費用のかからないフリープランでも十分に対応でき、導入コストが低いのも利点の一つです。

「その仕事、Slackで」。ぜひ一度、お試しあれ！

# わたしの修習時代

紀尾井町：1948-70

湯島：1971-93

和光：1994-

57期(2003/平成15年)

## 研修所の香り



会員 吉川 愛 (57期)

### 1 司法研修所での前期修習の思い出

司法研修所の前期修習の一番の思い出はやはり「交流」である。前期修習はどことなくゆったりとした雰囲気があり、研修はもちろんであるが、土日には旅行やスポーツイベントがあり、平日も課外にテニスコートでテニスをしたりして過ごした。私は寮に入っていたので、ほぼ3か月間研修所のメンバーとのみ接していたと思う。今まで現実にはほとんど触れてきたことがなかった裁判官、検察官、弁護士の各教官から、研修の講義はもちろん、課外でもたくさんの交流を持たせてもらい、私にとっては一気に法曹が身近なものとなった。

### 2 実務修習の思い出

徳島では、当時6名の修習生が配属された。一年間、地元徳島で実家から通った修習は私の進路を大きく変えることとなった。

まず思い出されるのは検察修習である。徳島では6人という少ない修習生であったこともあるのか、2人組になってたくさんの事件を扱わせてもらった。身柄事件の中で、ある傷害事件の被疑者がとても不遇な環境にあり、起訴猶予が相当と見込まれていることから、10日間で処理すべき事案ではないか、と指導担当検事に話したところ、私の意見を尊重して頂き、10日間で被疑者は起訴猶予で身柄が解放された。もう16年も前のこととなるが、検察庁内という今となっては簡単に入れない場所で、検察官はただ被疑者を厳しく罰することを目指しているのではなく、被疑者個々人と向き合いながら当該被疑者に必要な対応をしているということを感じることができた。

次に印象深いのは、よく飲みにつれて行ってもらった

弁護士から、殺人否認事件の弁論要旨を、当時の修習生3人で一から起案をさせて頂いたことである。被告人にも実際に接見させてもらい、証人尋問も全て見ることができた上での弁論要旨である。何度となく当該弁護士の事務所に集まり、寿司を食べながら弁論要旨について議論を重ね、最終的に3人でパートを分けて起案した。最終弁論の時期には弁護修習は終了し、私たちは民裁修習となっていたが、最終弁論の日は3人で許可をもらって傍聴に行った。嬉しいことに私たちの起案はほぼそのまま採用されていた。あとで当時刑裁修習であった修習生から、担当裁判官が「今日の弁護人の最終弁論は頑張っていたなあ」と話していたと聞いた。残念ながら有罪判決ではあったが、被告人から当該弁護士には感謝の手紙が届いたと後で聞いた。

実務修習は、私にとっては弁護士の生の仕事を見られる初めての機会でもあり、全てが新鮮であった。関わるすべての方が事件に真剣に向き合い、解決を目指していた。私もこのような仕事がしたいと思い、渉外事務所内に内定していた私の進路はここで変更されることとなった。

### 3 司法研修所後期修習の思い出

教官からの最後の言葉で、「弁護士はかっこよくあれ」「仕事で嘘だけは付くな」が今でも印象に残っている。この二つを守っていけば弁護士として大きく道は外さないうちであろうと思う。後期は勉強が多かったが、最終日、研修所の寮で同期と別れるときは本当に寂しかった。あの日の研修所の廊下の香りが、弁護士会館の人のいない階段の香りどことなく似ていて、その香りがかぐとあの頃のフレッシュな感覚が少しだけ蘇る。

## 言葉が人に届くとき

会員 有園 洋一



このエッセイが掲載されるのは12月号らしい。昨年12月のある晩、弁護士登録をして間もない頃、私は敬愛するK弁護士と代々木上原にある焼鳥屋にいた。賑わう店内で席に着き、さぁ乾杯というタイミングで、K弁護士がいつもの落ち着いた口調で話してくださった。いわく、登録1年目の頃、ご自身が弁護士に向いていないと感じ悩んでいたという。

このお言葉にはとても驚いた。K弁護士は入管収容問題の分野で長らくご活躍されており、その情熱、冷静な視点、軽快な行動力、豊富な経験、そして粹なお人柄は、たくさんの人々を惹きつけており、まさに弁護士の鑑のようなお方なのだ。そんなお方が向いてないと悩むとは。もちろん、誰でも何事もはじめから上手くいくわけではない。しかし、「向いていない」という感情は、例えば、努力が及ばず、経験を積んでも乗り越えられないと思える場面で生じるものである。K弁護士が向いていないのであれば、一体どんな人が向いているのか疑問であるし、仮に新人であったことを差し引いても、そこまで思い悩んだとは想像できなかったのである。

あれから1年、私は幾度となく自分は弁護士に向いていないと感じてきた。依頼者との程よい距離感に苦心し、弁護士（人）としてしかるべき立ち振る舞いがわからず、相手方当事者や事件関係者にもやみに同情したり、依頼者の利益を目先だけで捉えたり、良かれと思ってやったことが裏目に出ることもある。次こそはと思っても、また空回りし、達成感とはほど遠い日々を過ごしている。私はどちらかというとおめでたい性格で、基本的に万事なんとかなると思って生きてきた。今もどこかでそう思っている。しかし、そんな私でも弁護士業の奥深さを垣間見る度に自分は本質的に向いていないのかもしれないなどと落ち込んでしまうのだ。

そんな私をいつも支えてくれるのが、あの晩の言葉である。あのK弁護士ですら感じたことだから、自分が悩むのは当たり前ではないか。向いていないと思うのも仕方ないと、良い意味で諦めがつく。素早い気持ちの切り替えが不可欠な弁護士業務の中で、あの言葉に何度救われたかわからない。あのとき何気なくかけていただいた一言が、時を経て私を救ってくれている。

私達は言葉で仕事をする。何を話すかだけでなく、いつ、どのように話すかまで常に気を配ることがとても大事だ。これはボスから学んだ大切な教えの一つだ。

今にして思えば、K弁護士は見事にその手本を示してくれていた。K弁護士はあのとき、新人の私がその後ぶつかるたくさんの壁を見越して、あのお話をしてくださったのだろう。しかし仮に正面からの訓示として「初めは色々大変だけど頑張れよ」であったならば、（もちろん大変ありがたいお言葉ではあるが）きっと落ち込んだ私の心にそっと寄り添い、すぐに立ち上がらせてくれるほどの力は持たなかったであろう。

K弁護士ご自身が感じたこととして聞いたから、飲み屋で何気なく話されたから、私が壁にぶち当たる前だったから、私が憧れの眼差しを向けているから、いろんな要素が相まって、後から染みる「時間差いい言葉」として届き、その後の私を支えている。

私も、仲間に対して、依頼者に対して、何気ない言葉だけど、本当に必要なときにふと頭によぎり、その人を支え続ける「時間差いい言葉」を届けられるようになりたい。

もっとも、いつ、どこで、どのような話し方が望ましいかは、事柄の本質を理解して、相手の目線に立ってこそ見えてくるものだと思う。弁護士として、人として、これからも自己研鑽を続けたい。

### 『コンテイジョン』

2011年／アメリカ／スティーブン・ソダーバーグ監督作品

## 2つのドクター

会員 後藤 智子 (72期)

2001年、私は、アメリカの自宅アパートでアカデミー賞授賞式を見ていた。主演女優賞を受賞したジュリア・ロバーツのドレス姿が目には焼き付いている。それともう一つ忘れられないのが、この年、『エリン・ブロボッチ』と『トラフィック』の2作品で監督賞にノミネートされ、『トラフィック』で監督賞に輝いたスティーブン・ソダーバーグ監督の快挙だ。当時、監督はまだ30代だった。二人とも、私と同世代である。

その10年後、ソダーバーグ監督の『コンテイジョン』が公開された。パンデミックを扱った映画である。恐らく2010年頃に撮影されたものだろう。ところが、まるで2020年のコロナ禍をタイムマシンで見て来たかのような内容だ。

『コンテイジョン』は、複数のストーリーが接点を持ちながら進んでいく。その点は『トラフィック』とよく似ている。もっとも、『トラフィック』は、アメリカの麻薬問題を知らないとは理解するのが難しい。それに比べて、『コンテイジョン』は、日本人にも分かりやすい。クレジットカード、タッチパネル、エレベーターボタン、ドアノブ、バスの手すりを感じる人の手、長い自動音声に変わった「911」というような細かな演出も、コロナ禍を体験している今なら一つとして見逃すことはない。

『エリン・ブロボッチ』と『トラフィック』は、どちらも実在の人物・事件を取り入れた作品である。これに対して、『コンテイジョン』は、実際のパンデミックを映画化したものではない。けれども、病気が蔓延していく様子は、まるでCOVID-19が人から人へ感染していく様子を見ているかのようだ。

もちろん、米国国土安全保障省（DHS）の役人がテロ攻撃だと憶測したり、WHO派遣の疫学者がワクチン目的で誘拐されたり、インターネット情報に人々が惑わされたりというようなエンターテイメントならではの側面もある。しかし、治療法もワクチンもない感染症に関わるドクターたちの仕事ぶりは、まさに本物さながらではないだろうか。そこに、この映画はスポットライトを当てている。対策のない州保健省の役人に対して、疫学専門ドクターたちは、訓練されたとおり肅々と（人によっては淡々と）目下の課題に対処していく。ケイト・ウィンスレットが演じた、米国疾病予防管理センター（CDC）派遣の感染症調査官であるEISオフィサーは、現場で感染し、最後まで任務を続けられないことを詫びながら命を落とす。私たちがCOVID-19に気付く前から、現場に出て懸命に仕事をしている人々がいたに違いない。

実在の人物や出来事を丹念に調べて制作された映画が絶賛されることは多い。空想の世界を最新のCG技術を駆使して制作した映画も人気がある。しかし、スリラーに分類されたフィクション映画がその後の現実によって再評価されるのは珍しい。『コンテイジョン』は、2010年当時の感染症に対する専門家の知識やネット社会に生きる人間の行動を踏まえて、起こり得る近未来を描いていた。

2020年のコロナ禍と共に、『コンテイジョン』は私の記憶に残っていくだろう。私は、法科大学院を卒業して、違う意味のドクターの学位を取得した。弁護士として仕事をする際、この映画のドクターたちのことを時々思い起こしてみたい。



# 私のヒマラヤ登山

会員 米田 龍玄 (58期)

写真は、ネパールのタルプチュリ峰（5663m）登頂目前、肩のあたりから撮影したものである。ヒマラヤ山脈の一角アンナプルナ保護地域にある。アンナプルナI峰（8091m）、ガンガプルナ峰（7455m）、アンナプルナIII峰（7555m）など7000～8000m級の山々に囲まれ、迫りくる壮大な景色を望むことができる。

訪れたのはゴールデンウィーク。カトマンズからプロペラ機でポカラへ行き、アンナプルナ街道の起点の村まで車で移動。そこから4日かけ、高所順応を兼ねたのどかな田舎街道のトレッキングである。アイゼン・ピッケル、防寒具その他の装備はポーターが運んでくれる。ポーターは30kg以上あるバックを紐で括り、その紐をおでこにひっかけてサンダル履きで運んでいく。

街道には宿場村が点在する。宿で食べるネパール料理も遠征の醍醐味である。代表的料理はダルバート（豆カレー）、モモという小籠包のようなものやチョーメンという焼きそばのようなものなど、どれも美味しい。熱くて真似はできないが、ポーターたちは器用に手指を使って食べていた。

街道を進むに連れ、雄大で美しい大迫力の山々が現れる。ベースキャンプの高度は4100m。既に富士山を超えている。そこから、氷河を超え、乾季の荒涼とした山に登っていく。アタックキャンプに着くころには、高山病の徴候が表れる者もいた。カロリーメイトでエネルギー補給し、仮眠。午前3時ころ、ヘッドライトを付けて出発した。酸素濃度は、平時の約半分である。動くとすぐに息が上がる。5000mを超えた頃、急激な頭痛に見舞われ、たまらずバファリンを1錠飲んだ。だんだんと空が白み、周りの山々が姿を現す。朝焼けで赤く染まった山並みは威厳に満ち、神の存在を彷彿とさせる。

開けた場所に出た。ここは雪下に氷床帯があり、クレバスと呼ばれる深い割れ目に落ちれば再び太陽を見ることはない。ザイルで身体を結び歩を進める。氷床帯を



抜けると、目の壁のような急坂を登ればあと一息だ。急登箇所には、現地ガイドが先にフィックスロープを設置している。足を滑らせても滑落しないよう、ユマール（登高機）を付け、アイゼンを雪面に食い込ませ、幅数十センチの雪塊にしがみつくように登る。周りに雲が漂い始めると、あっという間に視界が真っ白になる。雲の切れ間から下界が見え、切り立った崖の高度感に足がすくむ。とにかく登り、山頂とおぼしき雪塊に到達した。一瞬の晴間があり、まるで空に浮いているような錯覚を覚える。記念写真を撮り、喜びをかみしめる間もなく下山。5000mとはいえ、危険な高度からは速やかに退散する。

アタックキャンプに戻るとポーターたちが揉めている。ひとりが寒いだか高山病だかで下山してしまったそう。ビバークをするか、下山するか。悩んだ末、下山を選んだ。日が暮れ、ヘッドランプを頼りに氷河まで下りたが、行きは明瞭だった道が真っ暗で全く分からない。現地ガイドも右往左往し、遠くに明かりが見えたときには既に23時。なんと、この日は20時間近く行動していた。飲み物も食べ物も尽き、疲れ切った僕たちに、宿の人が持ってきてくれたレモンティーの味を、一生忘れないだろう。

\*表紙裏「リブラギャラリー」に関連するカラー写真を掲載しています。

# 追悼

故 千葉 睿一 会員 (19期)

2020年8月11日逝去・80歳

1991年度東京弁護士会副会長



## 千葉睿一先生を偲ぶ

会員 菊地 裕太郎 (33期)

千葉睿一弁護士が2020年8月11日御逝去されました。

突然の訃報に接し、多くの会員が驚き、悲しみに包まれており、誠に惜別の念に耐えないものであります。ここに謹んで哀悼の意を表し、千葉先生の御功績と御遺徳を偲んで、拙文を寄せさせて戴きます。

先生は、1967年4月当会に登録(19期)され、以来53年余の長きにわたって、在野法曹としてご活躍されて、この間多くの委員会に所属し、1991年には、当会副会長を務められました。当会会派(法友会12部・法曹同志会)に所属され、会派内でも幹事長はもとより様々な役職に就かれ、リーダーシップを存分に発揮してこられました。

私は、1981年4月、弁護実務修習でお世話になった本林・青木・千葉法律事務所に入所しました。5年間の勤務を経て独立しましたが、千葉先生には今日まで公私にわたって大変お世話になり、身近に仕えた者として、先生の在りし日の姿を偲びたいと存じます。

先生は同志会をこよなく愛されました。先生が入会されて2ヵ月後に同志会が法曹親和会から脱退した時のことを「参ったね、あの時は。上の方が『脱退してきたからね』といきなり言うんだから。」とよく語っていました。因みに、その時の同志会の幹事長は本林讓先生です。それ以来、同志会は若手の意見に従うという不文律ができた(千葉先生がたがつけられた)とのことです。私が入会する際、先生は「大丈夫。近いうちに同志会はどちらか(大派閥)に加盟するから」と言い、その3年後、同志会は法友会に加盟しました。その時の千葉先生の言「考えてみると弁護士登録23年、同志会の歴史の3分の1の激動期を同志会と共に生きてきたことになり、感無量です。」(法曹同志会70周年記念誌より)

先生は、非弁護士取締役委員会・非弁提携弁護士対策本部や市民窓口委員会中心に活躍され、「そのうちどんどん若手や高齢弁護士が喰い物にされる」という警鐘を鳴らし続けておられました。20年前の2000年11月1日の日弁連臨時総会で、合格者3000名・法科大学院制度などを容認する司法制度改革の決議がなされました。先生は、方向性には理解を示すものの、将来を憂うこと頻りでした。20年前の同80周年記念誌から引用します。「弁護士の増員と専門化の要望は、事務所のあり方を二分化するでしょう。一方は、事務所を増員、合同等で多数の弁護士が集まり、地方に支所を持ち、大量の事件処理を目指す大事務所と、他方は、個人・小企業の事件を丁寧に個人の職人的能力で処理する小事務所です。これに並行して、法律扶助と権利保護保険は、弁護士報酬を定型・定額化し、能力は評価されず報酬は他人が決めることになり、大量処理を可能とします。」

想い出はつきませんが、紙面が尽きてきました。私が当会の会長や日弁連の会長に立候補するに当たっては、「今更、あんたに言うことはないよ…」と言いながら、いささか微妙な人間模様を抽いてみせたりして、貴重なご意見と戦略を戴きました。

おききしますと、先生は昨年来体調を崩され、入院もされていたとか。血液の癌ということで進行も早かったのでしょうか。薬石効なく、幽明境を異にすることになったのは、悲しみに耐えませんが、先生に賜りました数々の弁護士の魂というべき教えは、私のみならず私たちの心にしっかりと刻み込まれています。どうぞ天上にありましても、わが国の司法と私たち弁護士及び弁護士会を温かく見守って戴きますよう、心よりお願い申し上げます。

## ホリデーギフト



東京弁護士会のソーシャルメディア公式アカウント

ツイッター



@TobenMedia

フェイスブック



@toben.kohou